

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成 30 年 10 月 10 日 (水)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 00 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、松田副委員長、中村 (岩雄)・高橋 (龍)・高野・ 前田各委員		
説明員	生活環境・医療保険・福祉・病院局小樽市立病院事務各部長、 保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

会議に先立ちまして、所属委員に変更がございますのでお知らせいたします。横田委員にかわりまして、新たに前田委員が当委員会の所属となっておりますことを報告いたします。

次に、9月21日付で人事異動がありましたので、異動した説明員の紹介をお願いいたします。

(説明員紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋龍委員、高野委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

○委員長

「小樽市アスベスト緊急時対応マニュアル」の策定について」

○(生活環境)環境課長

小樽市アスベスト緊急時対応マニュアルの策定について、報告いたします。

本年4月の勤労青少年ホームにおける事例を受けて、同様の事例が発生した場合の指針となる緊急時の対応マニュアルを策定することとし、庁内アスベスト対策委員会にワーキンググループを設置し、当該マニュアルの素案を策定したものでございます。その後、庁内アスベスト対策委員会において修正を加えた後、本年8月30日付で施設管理者に対し、別紙資料の小樽市アスベスト緊急時対応マニュアルを配布したものであります。

緊急時対応マニュアルの概要についてですが、各施設において、アスベスト含有建材に損傷が発生した場合には、施設管理者は速やかに所属部長、所属部次長、環境課及び建築住宅課に報告し、その後の対応については、原則これら5者による協議のもと進めていく流れとなっております。

具体的には、立入禁止区画及び立入禁止期間、空气中アスベスト濃度測定の実施、周辺住民への情報開示、市長報告、議会会派説明、報道発表などについて協議するものであります。

その後、庁内アスベスト対策委員会を開催しまして、除去あるいは囲い込みの実施など今後の対応について協議する流れとなっております。

以上が小樽市アスベスト緊急時対応マニュアルの策定の経緯及び概要となっておりますが、現在は、平成19年に改訂した小樽市アスベスト対応マニュアルについて改訂作業を進めているところでございます。この対応マニュアルの改訂後に、施設管理者等に対する説明会を開催することとしております。

○委員長

「旧し尿処理場の屋根破損について」

○(生活環境)清掃事業所長

旧し尿処理場の屋根破損について、本年第1回定例会及び第2回定例会の当常任委員会で報告させていただきましたが、その後の対応等について報告いたします。

本年第2回定例会にて承認いただきました補正予算、旧し尿処理場施設保全事業費により、破損した2、3次処理施設の残った屋根と一部の壁の撤去及びJR函館本線海側に設置している海水取水ポンプの建屋撤去工事の入札を本年9月14日に執行し、受注業者を決定いたしました。

工期につきましては、落札日であります9月14日から本年12月14日までを予定しております。

次に、JR北海道に与えた損害に対する賠償額について、本年8月9日付で小樽市に対し金額の提示がございました。今後、当該金額について内容の精査等を行い、所定の手続を進めてまいりたいと考えております。

○委員長

「周産期医療の状況について」

○（福祉）橋本主幹

周産期医療の状況について報告いたします。

本年 4 月から小樽協会病院に産婦人科医師 3 名が新たに着任され、安全な分娩再開を目指し十分なトレーニングを行った後、7 月 13 日から分娩の取り扱いが再開されました。9 月末時点で 20 名の赤ちゃんが無事お生まれになったと伺っております。

小樽協会病院からは、何より安全に分娩が再開されほっとしているが、助産師のさらなる確保やスキルアップなど課題も残っている、病院としては安全に分娩を継続することが第一と考えているが、ハイリスク妊婦への対応など、地域の期待に応えられるよう引き続き努力していくと伺っております。

北後志周産期医療協議会といたしましても、安定的な周産期医療の維持のために引き続き支援を行ってまいります。

また、今後の周産期医療の安定的な維持のため、財政的な支援の方向性を検討するため、財政支援ワーキングを開催し、検討を始めたところでございます。

○委員長

「「小樽市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況（平成 29 年度実績）について」

○（福祉）こども育成課長

小樽市子ども・子育て支援事業計画の平成 29 年度の進捗状況について、説明させていただきます。

お手元の資料の資料 1 をごらんください。ここに三つの表が並んでおりますけれども、左の表は、平成 29 年度における幼稚園や保育所等に対する需要と供給について、計画策定時の見込みをあらわしたもので、真ん中の表は平成 29 年度実績を、右側の表は、計画策定時の見込みと平成 29 年度実績との差をあらわしたものとなっております。

真ん中の表の平成 29 年度実績についてですが、幼稚園部分、つまり、1 号と 2 号の幼稚園希望を合わせた欄ですが、1, 159 名の利用実績に対しまして、それを上回る 1, 544 名の定員を確保できました。一方で、保育所部分、つまり 2 号の左記以外と 3 号、それぞれの欄を合わせた数字ですが、破線で囲ってあります 1, 524 名の実際の需要に対し、確保した定員は同じく破線で囲った 1, 484 名となりました。

保育所におきましては、定員の弾力化運用により定員を超えての児童の受け入れを行っているところですが、入所児童数に見合った必要な保育士数を確保できないことなどで入所待ち児童が発生している状況であり、保育定員はもとより、保育士の確保についても課題となっております。

本市におきましては、今後も、従来型の幼稚園や保育所から、子ども・子育て支援新制度の幼稚園や認定こども園へ移行する施設がふえることが予想されているところでありまして、保育部分の定員も一定程度確保できるものと見込んでおりますが、保育施設等の利用定員の設定に当たりましては、当該事業者の意向を確認しながら、市全体の保育需要の状況を勘案し、小樽市子ども・子育て会議の意見を伺った上で、適切に決定していきたいと考えております。

次に、資料 2 をごらんください。資料の 1 枚目、A 3 の資料になりますけれども、こちらは平成 29 年度における地域子ども・子育て支援事業に係る 13 事業の事業評価を一覧にまとめたもので、2 枚目以降につきましては、個別の事業評価を詳細に記載したのとなっております。

1 枚目でごらんいただきますと、13 事業のうち平成 29 年度に着手できなかった「10 病児（病後児）保育事業」、それから平成 29 年度の間年間の計画見直しで新たに追加しまして、平成 30 年度以降の計画値を設定した「12 実費徴収に係る補足給付事業」と「13 多様な主体の新制度への参入促進事業」の 3 事業につきましては、A、B、C などの評価は行っておりません。それ以外の事業の実績ですとか、子ども・子育て会議における評価等につきましては

ては、資料のとおりとなっておりますので御確認いただきたいと思います。

○委員長

「第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けたニーズ調査の実施について」

○（福祉）こども育成課長

第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査の実施につきまして、資料に基づき説明させていただきます。

まず調査目的ですが、現行の計画が平成31年度で期間が終了しますが、子ども・子育て支援法に基づきまして引き続き5年間の事業計画を策定する必要がありますので、計画期間を平成32年度から平成36年度とする第2期の事業計画を平成31年度中に策定する予定であります。

その策定に先立ち、平成30年度中に就学前児童等の保護者を対象とした教育・保育施設や子育て支援事業などについての利用希望等を把握するため、ニーズに係るアンケートを実施するものであります。

調査対象と調査方法についてですが、就学前児童の保護者につきましては、2,000件を住民基本台帳から無作為抽出により、また、放課後児童クラブを利用する小学校1年生から3年生までの児童の保護者につきましては、利用者全ての630件に対しまして調査票を郵送などにより送付し、回収いたします。

調査期間につきましては、本年の11月1日から11月20日を予定しております。

調査項目につきましては、教育・保育施設の利用状況や利用希望、子育て支援事業の利用状況など資料に記載のとおりとしております。実際に送付を予定しておりますアンケート用紙も参考に配付いたしておりますので、御確認いただきたいと思います。

このたびのニーズ調査に関連する今後のスケジュールについてですが、資料の2ページ目、裏面になりますけれども、11月に調査票を回収した後、12月に調査結果の集計を行い、翌年1月から3月までの間に、子ども・子育て会議による調査結果の分析も踏まえながら、第2期の事業計画に向けた課題や今後の取り組みの方向性などの整理をしたいと考えております。

○委員長

「新小樽市立病院改革プラン評価委員会の進捗状況について」

○（病院）経営企画課長

新小樽市立病院改革プラン評価委員会の進捗状況について、報告いたします。

本評価委員会の設置及び第1回の開催日程等につきましては、前回の委員会で報告しておりますが、評価委員会の進捗状況としまして、7月2日に第1回の評価委員会を開催し、初めに病院事業管理者より評価委員会委員各位に委嘱状を交付した後、評価委員会委員長及び副委員長を選出し、委員会開催スケジュールを確認したほか、新小樽市立病院改革プランの概要、平成29年度の取り組み状況、平成29年度の収支状況などについて共通認識を持ちました。

第2回の評価委員会は8月6日に開催し、平成29年度の取り組みや収支状況等について、委員からの質問や意見を病院職員から回答する形式で行い、委員には小樽市立病院の現状認識を深めていただきました。

第3回の評価委員会は9月3日に開催し、平成29年度の取り組みや収支状況について、大項目ごとに評価委員会としての評価を5段階で行うとともに、今後さらに取り組むべき事項についての意見も出していただきました。

今年度最終となる第4回の評価委員会は10月22日月曜日、18時30分から開催し、評価報告書の内容について協議する予定であります。

本年度の評価報告書については、病院事業管理者への手交後、議員各位に配付したいと考えております。

○委員長

「単回使用医療機器の不適切使用に関わる調査結果について」

○（病院）事務課長

5月に公表いたしました当院における単回使用医療機器の不適切な使用について、本件を起因とした感染症についての調査結果がまとまりましたので、報告いたします。

再使用の可能性のある患者は48名であり、これらの方々の御協力をいただきながら、感染症の有無を確認するため採血を依頼し、血液検査による調査等を5月24日より8月17日までの期間で実施いたしました。採血可能な全ての患者の血液検査を実施した結果、今回の事案を起因とした感染症は認められなかったほか、現時点で全ての患者に健康被害は認められなかったものです。

また、再発防止に向けた取り組みにつきましては、今回の事案を受けて、判明後直ちにスキンステーブラーの再使用を中止したほか、全職員に対しまして医療機器の適切な使用について改めて周知徹底したところです。

今後につきましても、医療安全に係る通知事項等については院内で共有し、遵守に努めてまいります。

このたびは、皆様を初め関係者の皆様に多大なる御迷惑と御心配をおかけし、深くおわび申し上げます。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第21号について」

○（福祉）こども育成課長

議案第21号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例は、主として3歳未満の児童を預かる入所定員が19名未満の保育施設の設備及び運営に関する基準を定めているものですが、基準を定めるに当たり、厚生労働省が定めた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を引用しております。

今回の条例改正は、厚生労働省の基準の一部が改正されたことに伴うものですが、大きく三つの改正点がございます。資料の7ページ目になりますけれども、参考として基準省令の改正概要というものがありません。こちらをごらんください。

一つ目は、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和。つまり、連携できる対象施設の拡大についてです。家庭的保育事業等におきましては、例えば保育士が病気や休暇等で保育の実施ができない場合に、かわりに保育を実施してくれる施設として、あらかじめ保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかの連携施設を確保しておかなければなりません。このたびの改正により、これらの三つの施設のほかに、同じ家庭的保育事業等の中の小規模保育事業のA型とB型、事業所内保育が追加されました。

二つ目は、家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長についてです。家庭的保育事業では、給食の自園調理が基本となり、調理設備や調理員の確保が義務づけられておりますが、これまで5年の猶予期間を設けて外部搬入が可能でありました。このたびの改正により、この猶予期間が10年に延長されたものであります。

三つ目は、家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大についてです。資料に記載しておりますとおり、給食の外部搬入が可能な施設として、これまでの連携施設などに加えて、既に保育所等から調理業務を受託している事業者のうち市町村が適当と認めるものが追加されました。

本市の条例改正につきましては、以上の基準省令の改正内容を全て引用するため、条例附則の基準省令等の内容現在について改正を行うものであり、条例の施行期日は公布の日からであります。

なお、現在本市においては、家庭的保育事業等についての認可施設はまだない、未設置であることを申し添えます。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、共産党、立憲・市民連合、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

○前田委員

今るる御説明をいただきました中から何点か質問させていただきます。

◎小樽市アスベスト緊急時対応マニュアルについて

小樽市アスベスト緊急時対応マニュアルが作成されたわけでありまして。前回問題が発生した小樽市の公共施設はどこでしたか。

○（生活環境）環境課長

前回問題の発生した施設は、勤労青少年ホームでございます。

○前田委員

勤労青少年ホームということで今御答弁がありました。その時点での対応と、今回の対応マニュアルとの相違というか、反省を踏まえて何かをつくり直したのだらうと思っておりますけれども、簡単に説明してください。

○（生活環境）環境課長

前回の勤労青少年ホームの事例の際には、事件が発生した際に、所属部長、所属部次長、施設管理者で協議した上で、さまざまな協議事項を進めていった流れになっておりましたが、今回、緊急時対応マニュアルを策定いたしまして、速やかに施設管理者は所属部長、所属部次長はもちろん、環境課と建築住宅課にも報告をして、この5者によってさまざまな協議事項を協議していくという流れに定めてございます。

○前田委員

ここに書いてあるからわかるのですけれども、施設管理者以前といいますか、この下のほうはどのようなようになっておりますか、対応としては、今回のマニュアルの関係では。

○（生活環境）環境課長

施設担当者という意味合いだと思うのですけれども、緊急時対応マニュアルの中では、施設担当者と施設管理者の間の連絡については触れておりません。施設管理者が把握した時点で5者の協議が始まるというような流れにしてございます。

○前田委員

それではまた同じようなことが繰り返されるのではないですか。この下にもやはり周知徹底しないと、そういうものが上がってこないわけだから、施設管理者は報告を受けない限り知らないわけで、この上の所属部長だとか所属部次長にずっと上げていけないではないですか。一番下に周知徹底し、こういう流れになりましたからねということで、施設管理者のところに上げてくださいねという周知徹底をしていかないと、このマニュアルはなかなか動かないと、使い勝手が悪いのではないかと思うのです。

施設管理者が全てを毎日くまなく見て歩いているのであれば問題は起きないのでしょうかけれども、休日もあるでしょうし、外出もあるでしょうし、こういうものというのは瞬時の対策というのが大事なのでしょう。1回吸ったら大変なことになるのでしょうか。10回までは大丈夫とかそういうことではないので、瞬時の対策というのであれば、それこそ従事している者全てにこういうことをお知らせしないと、このマニュアルは効果を発揮しないのではないかと思うのですが、これはいかがですか。

○（生活環境）環境課長

委員がおっしゃるとおり、マニュアルの中に施設管理者だけではなく、施設担当者と施設管理者の間で情報共有

が図られるような内容を一部つけ加えたいと思います。

加えまして、今後、時期ははっきりしないのですが、施設の担当者、管理者を集めて、アスベストの関連の説明会を予定しておりますので、その中で施設担当者に対して、ひる石ですとか、アスベスト関連の建材に異常なり劣化なりが見られたら、速やかに施設管理者に報告するように説明したいと考えてございます。

○前田委員

それもやはり、ある意味、表現的にもどこかに載せて、変な意味ではないけれども責任を持たせるというか、そういう認識、意識を高めてもらわなければ、こういうものというのはなかなか効果を発揮しないのではないかと思います。その辺はいかがですか。

○（生活環境）環境課長

委員がおっしゃるとおり、その部分をマニュアルにつけ加えて、再度見直ししたいと考えております。

○前田委員

よろしくお願ひいたします。

少し前後しますけれども、私も厚生常任委員というのは、24年ぶりにこの部屋に入ってきました。今少し質問させてもらいましたが、全くの浦島太郎の状態でございます。的外れな質問等もあろうかと存じますけれども、よろしく対応方お願ひしたいと存じます。

それで、今各種の報告を聞きましたので、何点か質問をさせていただきます。

○小樽市子ども・子育て支援事業計画について

報告事項の4、小樽市子ども・子育て支援事業計画と、5、第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画の報告がありました。これに関連して、人口減対策などを私は想定しているので、そういうことで少し質問しますので、よろしくお願ひいたします。

この計画は平成29年度もありましたけれども、いつからこういう計画をつくったのか、経緯、経過を少し御説明していただきたいと思います。

○（福祉）こども育成課長

小樽市子ども・子育て支援事業計画がいつからできて、経過というような御質問でしたけれども、国において子ども・子育て支援の新制度が平成27年度からスタートしました。それにあわせて、本市も27年度からこの支援事業計画を策定して、保育の定員の確保ですとか、それから子育て支援事業の推進ですとかに当たってきたところでございます。

○前田委員

それで、これらの計画の狙い、目的、一部ここを読むと書いてありましたけれども、これらについてそれぞれ御説明ください。

○（福祉）こども育成課長

この子ども・子育て支援事業計画の目的でございますが、先ほども少し触れましたけれども、小樽市内におきまず保育ですとか教育、つまり幼稚園、子供の預け先、受け入れ先の確保、それから子育てをする世帯に対しての子育て支援事業の推進、そういったものを年次計画を立てまして、それぞれ年度で数量等を見込みまして、いずれも確保を図っていくというような目的になっております。

○前田委員

保育所だとか幼稚園、受け入れ先の確保を目的とした、そういう計画だということですが、報告にもありました、数字を全部深読みはしていませんが、進捗状況ということですが、平成27年度から28年度、29年度、今30年度の途中ですが、この進捗率とその効果はどのように押さえられていますか。年度的に示して、上がっているのか、下がっているのか、お示しください。

○（福祉）こども育成課長

申しわけありません、今、年次の数字の資料を持ち合わせておりませんで、資料がない中でお答えさせていただきますと、少子化傾向ということで子供の数は減っているのですけれども、こちらの進捗状況で、教育・保育の需要量の見込みですとか確保の内容という資料1で説明させていただいた部分の需要量の見込みの部分、こちらは人口減、少子化にかかわらず、横ばいもしくは上昇傾向にあるということがあります。

それにあわせるような形で、平成30年3月現在の確保方策の部分では若干不足が見られたというふうになっておりまして、保育・教育の需要は伸びている形になっております。

○前田委員

一定の効果は出ている。しかし、不足も生じている。不足ということは、待機児童を言っているのですか。これはどういうことになっていますか。数字的にお聞かせください。

○（福祉）こども育成課長

委員がおっしゃるとおり、待機児童というか、入所待ちの児童という言い方をしているのですけれども、保護者がその施設を希望して、その施設は保育士不足で定員がもういっぱいだし、入れないというような、入所を待ってもらっている子供というのがやはり発生しております。

こちらの資料1の事業計画の課題等の下の枠の部分でも少し記載させていただいているのですが、平成29年度の入所待ち児童ということでは、真ん中辺に55名とありますけれども、3月末で55名の入所待ちがいたということになっております。

○前田委員

55人の待機の児童がおったということではありますが、これは、進捗率というか、目的というか、効果との差異というのはどうなのですか。これはもう初めからこの程度はということだったのですか、それとも進まなかったことによりこういうことが発生したということなのか、お聞かせください。

○（福祉）こども育成課長

平成27年度から31年度までの計画ということで、それぞれ各年度の子供の数の推移ですとかを見込みながら5年間の計画を立てているわけですが、こうして実績としてマイナスといいますか、定員に不足を生じているということですので、やはり見込みの部分では若干見込み違いがあったものとも考えておりますが、その間、いろいろ、先ほども説明の中で触れさせていただきましたけれども、27年度から新制度が始まりまして、旧幼稚園から保育所が変わったり、認定こども園が変わったりですとか、あと認可外の施設が認定こども園の新制度の施設になったり、いろいろその間も、5年間でも定員の入り繰りがあるものですから、なかなか計画策定当初ではそこまで見込めなかったという部分もあって、若干今回の実績ではマイナスを生じたところではありますが、今後そういった施設の形態の変更なども見据えながら、また32年度の計画に向けて、しっかり子供の数も含めて、施設の定員のあり方も含めて推移を見ながら、新たな計画づくりに向けて進めていきたいなと思っております。

○前田委員

これは国が平成27年度から進めている事業というか計画、施策ということで説明を受けました。他都市の状況はどういう状況になっているのかということをお聞きしたいのですけれども、他都市も同じような内容、項目で計画を立てられていると思うのですが、うまくいっているような先進的な事例というのはあるのか、あればお聞かせください。

○（福祉）こども育成課長

他都市もやはり同じように、こういった教育・保育の需要量ですとか、あと、子ども・子育て支援事業の進捗に向けて、本市と同様な計画を持っているところです。市町村は策定義務が一応ありますので、そういった形でつくられているということで、特徴的で何か効果を上げているような事例というお話でしたが、私の印象ですけれども、

どちらかといえば横並びの計画が多いのかなという印象を持っております。

おっしゃるような特徴的な事例ですとか、計画によって効果を上げているというような話は情報としては持ってありません。

○前田委員

効果を上げているという情報は持ち合わせていないということは、効果がないということですか、こういう計画は。その辺は突っ込みませんが。

この後平成31年度、計画をつくっていく。それで、資料もあって、いろいろと分析されているのですが、項目というのかな、追加されたり効果が上がるように、これにプラスして、また削除したり入れかえして、もっと効果の上がるような内容につくり変えていかなければならないのだろうなと思うのですけれども、新しい計画に向けて、何を、どう新しく効果があるようにつくり変えていこうとしているのか、この点はいかがでしょう。

○（福祉）こども育成課長

次期の計画が平成32年度からの5年間ということで、31年度にその計画策定をやるのですけれども、どういった方向性を持って計画をつくっていくかということで、まずその方向性を探るのに、今年度、30年度の11月にニーズ調査をやります。

それを踏まえて、今の計画とどう整合しているのか、それとも合っていないのかということ进行分析したり、それから当然、事業を実施する中で、利用者ですとかそういった方の数の推移ですとか、事業内容の、利用された方の印象ですとかを改めて探りながら、新たな計画を策定していきたいと思っています。

具体的にどういう事業をどうするとかということは、今のところは持ち合わせておりません。これから検討していきたいと思っております。

○前田委員

平成31年度から新たな計画をつくる。それで、切り口を変えるというか、観点を変えて、新たな調査项目的なもの、こういうものを見つけて、計画に入れて、内容を効果のあるようなものにつくり変えていかなければならないと思うのですけれども、旧態依然として今までの項目をもう一回数字を入れてつくり直して、新たな数字を入れ直してどうだということではなくて、調査項目自体の切り口を変えて、新たな項目を設けていく必要もあるのではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○（福祉）こども育成課長

今回のニーズ調査に当たっては、基本的には、5年前に調査を行った項目の5年後の推移を見たいということで、基本は5年前の計画の項目をベースにして、例えば今年度は、今、小樽市も少子化ということで、小樽市内で子育てをする方々が実際はどれだけの子供が欲しい、欲しかったのか、現実には今何人子供をお持ちなのかということも新たに追加して、それに対して市としてどんな事業が考えられるのか、そういったこともアンケートの項目の中に新たに盛り込みまして、より効果的な事業をこの計画に盛り込んだり、予算化していくための基礎資料にしたいというふうに、若干調査項目を新たに設けてやろうと考えているところでございます。

○前田委員

私は人口減少の対策的な発想からこういう質問をしているつもりですが、今後、平成31年度にまたつくり直す、それと並行してということになるのだろうと思いますけれども、人口減少対策の一つの手法として子育て支援、産み育てやすい環境をつくる、こういうことが人口減少対策の一つの歯どめになっていくのではなかろうかなと、私もそう思っているのです、全てではないですが。

そういうことで、小樽市がその後、どのような計画、対策、施策、こういうものをつくっていこうとしているのか。これは今すぐ決まっているものでなくても結構ですが、こういうものをしてほしいとか、来年度に向けてこういうものをつくりたいとか、こういうことを考えているだとか、こういう制度を設けたいとか、いろいろあると思いま

すけれども、そこばかりではないのかもわかりませんが、その辺をお聞きしたいのですけれども、いかがですか。総論的な話になるのかもわかりませんが、究極の人口減対策、これをやれば、それなりの効果があるだろうという効果、施策はどんなものですか。

○（福祉）こども育成課長

人口減対策のうちの子育て支援でどういった効果的な事業が考えられるかということで、非常に難しいというふうには考えておりますけれども、例えば5年前にやったこの計画策定の際のニーズ調査の中で、子育てする方々にとっては、町なかですとか市内の中心部にそういった子育ての拠点のスペースですとか施設があればいいというような御意見もありました。

それから、最近では、小樽商科大学との人口減少に関する共同研究の中でも、そういった町なかでの保護者の方々、子供連れの父親、母親が集えるようなスペースがあって、要は子育てする者がコミュニケーションをとれるような場所があればいいですとか、そういった話もありましたので、そういった部分の取り組みも一つの方向として考えていきたいというふうには思っております。

○前田委員

ほかの部署は、イメージするようなものはないのですか。うちの部署は人口減対策は関係ないやという部署ばかりならそれでいいですが。

○（福祉）子育て支援室長

広い意味の子育てというのは、生まれてから子供が大きくなるまで、もちろん保健所、福祉部、いろいろな部署が関連して、一つの子育てというバックになって進めていくというのが非常に効果的ではあるとは思っております。

今、担当課長から、町なかでの保護者が集まったり一時預かりできるような拠点をつくっていかうかというのも一つのもので、市長公約になっておりますような、妊婦のときから安心して相談して、産んで、その後の育児も、つながり、産み育てる安心した環境づくりという意味での包括支援センター、組織の体制づくりも一つの効果的な施策であると思いますので、福祉部に限らず、いろいろな関連部署といろいろ協議しながら、究極の子育て、すぐに人口減対策に結びつくというものではないとは思いますが、常に人口というものも考慮しながら、いろいろな施策を新市長のもとで意見交換しながら取り組んでまいりたいというふうには考えているところでございますので、委員の皆様につきましても、子育てに関する助言等、今後もよろしく願いいたします。

（「ないのですか。そういうのは持ち合わせてはいないですか、ほかの部署は」と呼ぶ者あり）

○生活環境部長

人口減対策の直接的な対策を生活環境部の中でやっているということではないのですけれども、ただ、勤労女性センターに放課後児童クラブがあったり、あるいは勤労青少年ホームでの青少年の育成ですとか、そういう部分を含めて、人口減対策の中で子育て世代をターゲットにすべきだという御意見も小樽商科大学からいただいているという状況もありますが、生活環境部として、生活環境を整える、あるいは社会安全な町をつくるという側面で応援していきたいというふうには考えております。

○医療保険部長

私どもは保険ですので、健康保険といった形、それから介護保険、そういったものが担当でございますので、どちらかというと医療にかかっている場合ということが多くなりますけれども、ただ、子供の医療につきましては、今、実質無料化等の施策をやっているところでございます。

そういったことがありまして、これは繰り返しになりますが、子供をふやしていくといいますが、人口減対策というのは、なかなか特効薬というのがない。それぞれ担当しているところで、また、先ほど子育て支援室長からも申しておりますけれども、他部と連携して、一つのパッケージとして施策を進めていくことが必要だというふうには思っておりますので、新市長のもとで、また全庁横断的な形で恐らく取り組むという形にはなると思います。

今、子育てということでパッケージングして子育て支援室でやっておりますけれども、さらにまた大きな形で進められるというふうに思っておりますので、当然教育もその中に入ってくると思いますし、そういった中で、私どもが支援する部分といいますか、連携する部分の中で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○前田委員

新たな計画をつくるに当たりまして、いろいろと理想というか、将来こうあればいいなというお話もお聞きしたわけでありまして、いずれにいたしましても予算も伴います。そういったことで、限りある財源ということで、いろいろと制約される部分もあろうかと思いますが、小樽市民のため、小樽のために、将来へ向けてよりよい計画、施策をつくっていただきたいし、施行していただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○松田委員

◎おたるWAKI・あい・あいトークについて

最初に、おたるWAKI・あい・あいトークについて伺います。

これは、市政への理解を深めてもらうとともに、広く地域住民の声を聞いて、市民協働のまちづくりを積極的に進めることを目的として、一昨年からはじめられたものです。

そして、迫市長も本会議で自身の政治姿勢を三つ挙げ、その1番目に対話の重視を挙げ、市職員時代からまちづくりのアイデアは市民の皆様の中にあると話してきたことから、市民の皆さんとの対話や議論を重ね、ともにまちづくりを考えて、まちづくりを進めるとともに、市民の皆様にとってわかりやすく、納得していただけるまちづくりを進めると述べていました。そういった意味で、市民の皆さんの意見を聞く場として重要な役割を果たすものの一つが、このおたるWAKI・あい・あいトークではないかと思えます。

しかし、このおたるWAKI・あい・あいトークですが、平成28年1月に手宮地区連合町会で第1回目が開催されて以後、2回目がなかなか開催されていないということで、私は昨年の第4回定例会における当委員会で質問させていただきましたが、そのときの答弁では、なかなか町会からの申し込みがないということでした。そこで、開催要望がなかったのに苦慮して、今後は連合町会ではなく、町会単独にするとか、輪番制にするなども考えていかなければならないという答弁もされていましたが、先日、市のホームページを見ましたら、来週ですけれども、10月18日に浜小樽地区連合町会を対象に行われるということが掲載されていました。

迫市長が就任されてから2カ月もたたない中で申請があったということは大変喜ばしいことですが、今回のおたるWAKI・あい・あいトークは、連合町会から開催要望があったのか、それともなかなか要望がなかったということで、市側が市長の政治姿勢に鑑み、働きかけて開催に至ったのか、その経緯についてお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

まず、今回のおたるWAKI・あい・あいトーク浜小樽地区連合町会につきましては、年度当初から既に口頭で申し込みがございました。昨年度、平成29年度は開催できなかったということもあつたのですが、市といたしましても、30年6月に、各町会の役員が固まった時点で、各地区連合町会長へのおたるWAKI・あい・あいトークの開催の案内を送っているのですが、浜小樽地区につきましては、その前からお話をいただいております。

○松田委員

第1回のおたるWAKI・あい・あいトーク終了後、課題として三つあるということで答弁をいただいております。その1点目が、開催要望があつてから開催までは、準備の都合、そして町会の回覧など周知までの期間を考えると、

1カ月以上あけたいという課題が挙げられていましたが、今回の開催の申請はいつだったのか、お伺いいたします。

○（生活環境）小山主幹

おたるWAKI・あい・あいトークの実施要領というのがございまして、こちらで開催を希望する地区連合町会長は、3カ月前までに出してくださいということで周知させていただいております。今回も、先ほど申しましたとおり、口頭ではお話がありましたが、正式な申し込みにつきましては、3カ月前の7月18日に受け付けをしております。

○松田委員

あと、2点目の課題が開催時期の問題で、前回は11月21日の18時半だったことから、今後は寒くない時期に、御年配の方も参加できるように時間も考慮したいということでした。そういう答弁をいただいております。今回の開催は一月早い10月ですので、寒さという点では問題ないとは思いますが、時間は18時ということで、この時期の18時というと、日暮れも早いので暗くなりますが、開始時間についての議論はなかったのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

このおたるWAKI・あい・あいトークの開催日時につきましては、地区連合町会長からの申し出に基づきまして、市総連合町会と決めさせていただいております。

今回お話がありまして、18時開催ということで、浜小樽地区連合町会からの申し入れを受けております。

やはりお話を聞きますと、旧堺小学校を借りているということ、それから、先ほど委員もおっしゃったとおり日暮れが早くなっていること、それと御年配の方の参加を促せるということで、18時から開催したいというようなこととお話を聞いております。

○松田委員

これは浜小樽地区連合町会からの申し出だということで、問題はないかと思うのですが、いろいろなところからまた申し出があれば、その都度参加できるように考慮していくということでもよろしいですね。

次に3点目が、テーマにかかわる職員のトークをあくまでも補足説明にとどめるということが挙げられていました。前回は防災というテーマもあり、防災担当職員が同行していたのですけれども、今回のテーマが浜小樽地区と市の連携についてとなっていますが、同行する担当部署はどこになるのか、また、テーマが市との連携についてということで、何となく抽象的で、市民の方には少し理解しづらいということもあるのではないかと思うのですが、これについての異論はなかったのか、これについてはいかがでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

まず、同行する担当部署ですけれども、生活環境部の職員、広報広聴課の職員、企画政策室の職員は必ず出席する形になっております。その他の同行者については、現在、浜小樽地区連合町会長と話しているのですが、おっしゃったとおり、テーマが漠然としておりますので、どこの職員が必要かということが見えてこないで、今その部分は調整しているところです。

それと、テーマにつきましては浜小樽地区連合町会から出されたものでして、お話を聞きますと、市と行政が連携して地域の諸問題を解決するような時代になってきているので、その必要性ということでお話をしたいということです。テーマを決めずにいろいろな観点でお話ができればいいということで、少し抽象的なテーマとお感じになるかもしれませんが、偏らずにいろいろな意見を出していきたいというふうな気持ちがあるそうなので、これで受け付けさせていただきました。

○松田委員

次に、以前のおたるWAKI・あい・あいトークは、表題が第1回となっていました。ところが、今回のを見ましたら、平成30年度という年度になっています。前の答弁では、上半期、下半期、最低でも年2回やりたいという

ことでしたが、小樽市の連合町会は今20あると伺っていますので、単純計算すると、それでは10年くらいかかってしまうのではないかと懸念されます。

それでは対話を重視する市長として支障が出るのではないかと思いますので、ただ、同じ小樽であっても地域の特性というものもあるでしょうし、じっくり耳を傾けるという点では連合町会の単位がよいのかもしれませんが、今後の方向性について何か考えていることがあればお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

確かに委員がおっしゃるとおり、準備から開催まで結構いろいろなやりとりがあります。事務局もいろいろ準備しなければならない。防災のときもそうですが、パワーポイントで説明するというような形もとらせていただきました。いろいろなことでいくと、準備から当日までの作業が3カ月ぐらいかかるということでもありますので、なかなか1年に3回、4回というのは難しい部分が正直あります。

テーマの問題もありますので、これから、先ほどもおっしゃられたとおりに、地域の問題を、気兼ねなく参加していただけるような体制づくりというのを考えていかなければならないかというふうには思っております。

○松田委員

確かにテーマもいろいろとあるでしょうし、かえって広げたほうが偏らなくていいということですね。

ただ、このおたるWAK I・あい・あいトークだけが市民の意見を聞く場ではないですので、今後市長もいろいろ考えていくと思いますので、わかりました。

◎町会の役割について

次に、これに関連してお伺いたします。それは町会の役割ということです。

先般の北海道胆振東部地震に当たり、やはり問題になったのが自助、共助、公助ということであり、その中で共助の重要な役割を果たすのが町会ではないかと私も考えています。

市のホームページでは、町会とは、「その地域に居住する住民によってつくられた組織であり、安全で安心なまちづくりのために住民が自主的に活動する団体で、最も身近な「自治組織」です」とありました。ところが、先日、ある会合に出ましたところ、そこの主催者の連合町会が、確かに人口減少で今後自治体が消滅するかもしれないけれども、それ以前に町会が消滅するかもしれない、そういう危機感を述べていました。

市のホームページによれば、平成29年7月現在で町会加入率は73%で、昭和62年度の加入率をピークに年々減少傾向にあるとなっていました。それで、現在小樽における町会の加入率について、お聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

こちらの加入率につきましては、小樽市総連合町会からのデータで回答させていただきます。

平成30年7月末現在で72.2%でございます。

○松田委員

やはり減っているということですね。

それで、加入率が減少する原因として、少子高齢化や核家族化が進み、地域連帯意識や町会活動への関心が薄れているなどの理由があり、町会活動や運営が困難となり解散した町会があると、先ほどの連合町会の言葉を裏づけるようなことがホームページにも載っていました。

そこで伺いますけれども、市で押さえている市内の町会の数と、それがピーク時と比べてどの程度減少しているのか、またあわせて町会で世帯数が一番多い数と少ない数についてお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

現在小樽市で押さえている町会の数ですが、こちらは総連合町会に加入している数で答弁させていただきます。

現在151町会です。ピーク時が平成16年度、157町会というのがピーク時の町会でございます。

また、あわせて、先ほど言った30年7月末現在の世帯数で申しますと、一番多いところで3,920世帯、一番少ない

ところで10世帯でございます。

○松田委員

多いところと少ないところ、地域、広さにもよるので一概には言えないのですが、わかりました。

町会は自主組織ですから、町会がなくなれば市の業務にも支障が出るのではないかと思うのですが、まさしく先ほどのおたるWAKI・あい・あいトークなども顕著な例ですが、市が町会に委ねている主な業務についてお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

こちらは、市からお願いするような行事ということで答弁させていただいてよろしいでしょうか。

まず一番よくあるのが、市の事業等を町会に対して回覧板でお知らせするというようなこともお願いしております。例えば最近ありますけれども、潮まつり、雪あかりの路などの行事の参加、防犯灯の設置、維持管理、それから交通安全の啓発運動なども御協力いただいております。また、防災訓練、地域の美化活動で、ごみステーションの管理や花植え、清掃などということも御協力いただいている部分もあると思います。それと、最後に大きい部分が、小樽市の例えば町会長との会議、地区連合町会長の会議等にも御参加いただきまして、いろいろと御協力いただいているというようなこともございます。

○松田委員

市では、広報おたるで、引っ越し時の加入手続促進とか、町会への加入を呼びかけている記事が載っていました。町会、自治会に加入しましょうという加入申込書も、その手続のときにあわせて用紙を配っていると聞いていますけれども、その効果についてはいかがでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

こちらに転居された方、転入された方にチラシを配る。それと、ホームページでも同様のチラシをダウンロードできるようにさせていただいておりますけれども、これを始めて問い合わせがふえております。例えば自分はどこどこに住むのですが、どこの町会でしょうか、どうやって加入したらいいでしょうかというようなお問い合わせも結構ありますし、それから新築のアパート、住宅の部分で、どこの町会に入るかということで、不動産の会社からも結構お問い合わせをいただきまして、こちらで説明させていただいています。そのときに、町会に加入するようにこちらをお願いさせていただいております、やはり、それは資料として目にさせていただいた効果ではないかと思っています。

ただ、その部分が全部イコール町会加入とはならないのですけれども、向こうからそういうアクションがあるということは、少しでも効果が出てきたのではないかというふうに思っております。

○松田委員

この町会の加入者の減少はどこの自治体も悩んでいるようで、札幌市では、町会の意義や重要性などの理念を含めて改めて共有し、町会の活性化に取り組む町会に関する条例の検討に入ったということも聞いています。そのことについて小樽市としてどのような認識を持っているのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

札幌市で、今、条例をつくっているということで、情報としては聞いております。現在、札幌市はパブコメ中ということで、まだ正式な姿は見てはこないのですけれども、条例の必要性とかというのは小樽市も考えていかなければならないと思っておりますが、それほど数的には条例化しているところが少ないと思うのです。他市もまだ余りそういう動きがないものですから、二番煎じになるかもしれませんが、札幌市の状況、それから他市の道内の状況等も見えていきながら、あわせてまた総連合町会でもやっつけらっしゃることもあると思いますので、そういうことも総合して、今すぐ着手とはいかないのですけれども、その必要性というのは受けとめてはおります。

○松田委員

私は震災直後はひとり暮らしのお宅など訪問しました。ところが、今回は停電ということで、インターホンは鳴らない、鍵はかかっている、そして電話は通じないということで、本当に安否確認はすごく危惧しました。その後時間がたってから訪問したら、近所の方が来てくれたのだよと、差し入れをもらったりよかったよという話も聞いていました。いざというときには、やはり近所づき合いが大事なのかと思います。

ともあれ、今検討しているというところもありますけれども、条例がなくてもしっかり町会が存続できるように、今後もそのような社会をつくっていかなければならないのではないかと私も感じておりますので、その点について今後またいろいろと検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎認知症初期集中支援チームについて

最後に、認知症初期集中支援チームについて伺います。

これは、医師と保健師、介護福祉士など、医療、保健、福祉に関する国家資格を有した職員が、認知症やその疑いのある方について、本人や家族、民生・児童委員、ケアマネジャーなどからの相談を受けて家庭訪問を行い、支援の方向性を検討し、自立した生活のサポートを行うもので、ことしの4月から全自治体に設置を求められていましたが、本市ではいち早く平成28年10月から、2年前からこの仕組みが発足しています。

今までどのくらいの事例に対応してきたのか、年度ごとに示していただくとともに、あわせて相談者の内訳についてもお聞かせ願いたいと思っております。

○（医療保険）介護保険課長

現在市で把握している数字で回答させていただきますが、事例の数です。まず、チーム発足の平成28年10月から本年6月までに17件に対応しております。年度ごととなりますと、28年度に7件、29年度に7件、30年度に3件となっております。

次に相談者の内訳ですが、男性3名、女性が14名となっております。相談は、地域包括支援センターで受信しております。地域包括支援センターへの通報もとの内訳は、多いものから、家族からが9件、警察や民生・児童委員、かかりつけ医など関係機関からが5件、近隣住民からが2件、本人からが1件となっております。

○松田委員

この対象は40歳以上の方と書いていましたので、若年性アルツハイマーなども該当すると思われそうですが、65歳以下の方はどのくらいいるのか、年代別についてもお聞かせ願いたいと思っております。

○（医療保険）介護保険課長

65歳未満の方については、事例はございませんでした。年代別では、90歳代が2件、80歳代が10件、70歳代が5件となっております。

○松田委員

このシステムは、相談を受けてから家庭訪問、そして必要に応じて専門機関への受診や調整、必要なサービスの検討、認知症の症状に合わせた対応のアドバイス、最終的に医療機関へ引き継ぐ、こういうふうは何段階も経て支援するものですから、当然時間もかかると思います。ある自治体では、一つのケースにかかった時間が平均6カ月以上、訪問も6回にわたった、多いところでは20回以上の訪問が必要だったということで、相談を受けた方の負担の重さも述べていました。

小樽市では、一つのケースに平均して、先ほど17件と言っていましたけれども、どのくらいの時間がかかっているのか、また最長でどのくらいの時間を要したのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

認知症初期集中支援チームが立ち上がって、処遇等一定程度方向性を決めていく最初のチーム員の会議がございまして、チーム員会議とそのまま言うのですけれども、最初のチーム員会議から医療や介護の機関に引き継ぎを行

うなど、一定程度の結論を見て最終のチーム員会議を開催、終了という感じになりますが、そこまでの期間で回答させていただくと、早くて1カ月程度、最も長くても8カ月というものがございました。平均は、大変申しわけありませんが、とっていないのですけれども、ほとんどの場合、6カ月以下で終了しているということでございます。

○松田委員

最後に、17名ですが、最終的にどのようなサービスを受けることになったのかについてはいかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

どのようなサービスを受けることになったかについてですが、医療や介護サービス開始となったものが8件、これは同時に開始することになったものがあることからまとめさせていただきました。医療・介護サービスにつながらなかったもの、これは地域包括支援センターで支援継続中のものとなりますが、これが5件、入院となったものが1件、現在も活動中のものが3件となっております。

介護サービス開始となった方についてですが、グループホームへの入所、デイサービス、訪問介護、通院介助のサービス開始がありました。

○松田委員

この支援対策は、早期の認知症治療に効果が期待される一方、運営ノウハウに乏しく、困惑する実態もあると伺っていますが、小樽市は2年間たっていますけれども、見えてきた課題などどのようなものがあるか、その点についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

課題についてですが、認知症の方が何らかの支援が必要である状態にもかかわらず、本人や御家族が支援を求めている、同意を得られないために、チームがかかわることが困難となっているというのが大きな課題となっております。また、ほかの市では、1人の医師が広域でケースを抱えている。オホーツク方面だとか、広大な自治体の面積を持っていたりとか、医師が少ないところについては、広域でケースを抱えているといったことが課題となっていると聞いております。

当市では、幸いにも小樽市医師会の協力を得ながら、また認知症に携わる医師で熱意を持って取り組んでいる方が多数おられて、1人の医師が広域でケースを抱えているということはないと考えておりますけれども、本人や御家族の同意が得られないケースというのは実際にあって、これについては、チーム員が認知症の方や御家族に携わるための最初の携わり方といいますか、アプローチの仕方についてスキルアップに取り組もうとする動きがあると伺っております。

○松田委員

ともあれ、この支援策は発足して間もないことから、先ほどお話ししたとおり、他の自治体との情報共有も必要ではないかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

認知症初期集中支援チームは立ち上がってまだ2年ほどと新しいもので、横のつながりがまだ弱いと考えておりますが、本年8月には砂川市立病院で開催された認知症初期集中支援チーム研修会というものがあまして、本市からも医師、看護師、保健師が参加して、情報共有を行ったところでございます。

また、北海道医師会で、北海道認知症サポート医連絡協議会というものが立ち上げられておりまして、小樽市の認知症サポート医の方々もその中で情報共有されていくことと考えております。

○松田委員

私たちの党では、この春、全国で議員一人一人が家庭訪問して介護のアンケート調査を行いました。その中で、自分に介護が必要になったとき、経済的な負担と同じくらいに不安に感じているのが、自分が認知症になったときと答えています。しかし、認知症初期集中支援チームの認知度は、地域包括支援センターは大体8割ぐらいの人が

知っているのですが、認知症初期集中支援チームについては10%くらいしか知っていなかったということです。

確かにまだ発足して間もないので当然といえば当然ですが、普及啓発の必要が浮き彫りになったのではないかと、このアンケートによって思うのですが、今後の普及啓発策など考えていることがあれば、お示ししていただきたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

認知症初期集中支援チームの普及啓発活動についてですが、リーフレットを作成して配置しておりますほか、まだ本年はやっていないのですけれども、昨年、一昨年は、広報おたるにも記事を掲載させていただいております。普及活動をさせていただいております。

ただ、先ほど委員がおっしゃったとおり、地域包括支援センターの認知度が高い割には低いというようなお話があったのですが、対象となるような方がいらっしゃった場合、まず地域包括支援センターなどそういう相談窓口に入話が入って、そこで必要があると判断した際に認知症初期集中支援チームが立ち上がるといったようなケースがほとんどとなっております。そこで一般的にはなかなかその存在を知られていないのかというふうには考えております。

今後、認知症初期集中支援チームについての広報、普及啓発活動については当然行ってまいりますけれども、それと同時に、地域包括支援センターと緊密に連携をとって、地域包括支援センターの普及啓発活動も同時に行なってまいりたいというふうに考えております。

○松田委員

同じくアンケート調査では、半数の人が、どのようなサービスを受けたかという、医療機関だとか入院したという人もいますのですけれども、アンケート調査では、自宅で介護サービスを利用したいと、多くの方からそういう回答を得ています。認知症になりたくて認知症になる人は誰もいないと思います。先ほど言ったように、地域包括支援センターが窓口になっているがゆえに認知度も低いということも理由に挙げられていましたが、今後、いろいろな課題も解決しながら、せつかく立ち上がった集中支援チームですので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時19分

再開 午後 2 時38分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○高野委員

◎議案第21号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
まず、議案第21号についてお伺いしたいと思います。

先ほど説明があったのですが、保育士の配置基準の緩和というものは保育の質の低下につながるかと思うのですが、それについてはどうお考えですか。

○（福祉）こども育成課長

議案第21号の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関しまして、今、委員から、保育士の配置基準の緩和みたいな御質問だったかと思えますけれども、今回の改正内容につきましては、代替保育ということで、家庭的保育事業等をやる上で、これまで認可保育所、幼稚園、認定こども園を代替保育を行える連携施設としてあらかじめ指定しておかなければならないとなっていたところ、それら三つの施設に加えまして、同じく家庭的保育事業等を営む小規模保育事業A型、B型、それから事業所内保育事業、これらも家庭的保育事業等の代替施設として指定できるようになったということで、必ずしも保育の質の低下、保育士の配置条件の緩和ということになるというふうには考えておりません。

○高野委員

緩和は保育の質の低下にはつながらないというようなお話だったのですけれども、具体的になぜ低下につながらないというお考えなのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

今回、代替保育を行える連携施設として追加になった大きく三つの種類の施設につきましては、確かに小規模の保育事業を営む事業所になるのですけれども、それでもこの三つのほかに、例えば居宅訪問型保育事業ですとか、小規模保育事業C型というような別の類型も家庭的保育事業等の中にあるのですが、今回追加された三つの事業につきましては、いずれも保育士が配置条件となっております、保育士を必ず1名以上配置しなければならない施設となっております。

そういうことで、そういうところとの連携ということであれば、きちんと保育士のいる施設に子供を預けるということになりますので、質の低下ですとか保育の安全については確保されるものと考えております。

○高野委員

保育士もついているから大丈夫なのだというような話があったと思うのですけれども、小規模保育を否定しているわけではありません。小規模保育ならではのよさがあると思うのですが、問題だと思うのは、保育士のほかに、研修を受けたりした方も配置できるというところは、やはり問題ではないかと思っています。

あと、調理のことですけれども、先ほど説明の中で、5年以内に調理設備を確保しなければいけないというところを10年に延長された。10年以内にはきちんとしなさいということだと思うのですが、なぜ5年から10年になっているのか、その点はいかがですか。

○（福祉）こども育成課長

まず、今回の厚生労働省の基準省令の改正につきましては、平成28年度から29年度にかけての地方分権改革に関する地方からの提案に基づいて国で検討した結果、改正に至ったというふうな経過があると聞いております。

その際、地方からは、小規模な事業所であるがゆえに、給食の設備ですとか、それから給食の調理員の確保が非常に難しいというような声があって、その緩和が求められたと。そういう地方からの要望に基づいて基準が緩和されたと把握しております。

○高野委員

食事の提供ですが、基本的には自園調理が基本となっているのですけれども、そもそもなぜそれが基本となっているのでしょうか、御説明をお願いします。

○（福祉）こども育成課長

一つの保育所なりの施設の中で安全で安心な食事を提供するには自園調理、入所の子供もそれぞれいろいろな体質の方ですとか、食に制限のある子供もいらっしゃいますので、そういった配慮がよりきめ細かくできるのではないかと、自園調理が基本となっております。

○高野委員

だからこそやはり基本だと思うのです。

ですが、今回の条例の中では、3歳児未満の事情に応じてきめ細やかな対応があるということですが、しかし、自園でなくてもいいよということが認められるということは、やはり問題ではないのかと思うのですが、その点はどのように考えていますか。

○（福祉）こども育成課長

小規模保育といいますか、家庭的保育事業等も、平成27年度からの新制度のもとで、新たに市町村の認可事業として位置づけられました。そういう中で、例えば都心部ですと非常に待機児童が多いという中で、ゼロ歳から2歳までの子供の受け入れ先ということで、そこを確保していくという目的で、割と小規模な3歳未満の子供を預かる施設というものが新たに位置づけられて、何とか待機児童を減らしていこうという政策のもと進められてきております。

27年度からですから、その間、当初5年間できちんと調理設備、調理員の確保ということで進められてきました。現場といいますか、地方なりそういった事業所から、なかなか小規模で回していくにはそういった確保は時間もかかる、人の確保も難しいということで、国が今回さらに5年間、36年度までの猶予期間ということで延長したと聞いております。

○高野委員

3歳未満児というのは、離乳食ですとか、体調不良になったときとか、子供の事情に応じてきめ細やかな対応がやはり必要だと考えるのです。だからこそ、先ほどこども育成課長にもお答えいただきました自園調理方式が基本となっていると思うのです。そう考えると、今回の三つ目の外部搬入施設の拡大については、問題ではないかと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○（福祉）こども育成課長

今回の外部搬入に関しましては、先ほど申し上げました5年から10年の猶予期間の延長と、それから外部搬入ができる施設についても拡大がなされました。あくまでも期間に限られているということ、それから拡大された施設につきましても、既に保育所等で給食を搬入している事業所からの搬入はいいよということですので、そうした実績に基づいての判断になろうかと思っておりますので、子供に対する安全性についてはきちんと担保されるものと考えております。

○高野委員

そもそもですが、なぜ家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正になった、国からそういうような通達があったのか、その点についてはいかがですか。

○（福祉）こども育成課長

先ほど触れましたけれども、今回の基準の改正につきましては、平成28年度から29年度にかけての地方分権改革に関する地方からの提案に基づいて、厚生労働省で、そういった諸事情を勘案して改正したものと私どもは把握しております。

○高野委員

なぜこういうことになっているかといえば、待機児童をなくすという根本的な国の考えがあると思うのです。それをなくすためにどうするかということで、このような緩和が、この20年間にわたって今まで定めていたのをどんどん緩和しているという状況があると思うのです。

先ほどの小規模保育事業A型に対しても、今までは保育士か看護師だったけれども、看護師ではなくて准看護師でもいいとしたり、そういうふうになっているのだと思うのです。

今回の条例の提出に当たって、さらに、国の基準だけではなくて、本市独自として基準をさらに上乗せするとか、

そういう考えというのはなかったのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

小樽市では、このような国の基準を全て引用した基準の条例を設けておりますが、そもそもこの条例は子ども・子育て支援法に基づきまして、市町村で定めなければならない条例ということで、小樽市でも定めております。

あと、実際に今小樽市では、家庭的保育事業等の認可というものがまだない状況でありますので、もともと国の基準を全て引用した形の条例でございましたので、その後の改正があれば、その都度それを適用していくという考え方でっております。

それから、国の基準の内容ですけれども、当然、改正の内容につきましては、保育についての安全ですとか、そういう部分はきちんと担保されているものと勘案しまして、このたび国の基準どおりの改正としたところでございます。

○高野委員

私はそういうふうには思いません。というのも、先ほど前田委員の質問でも、待機児童は小樽市はいない、入所待ちの方はいるというようなお話があったのですが、そもそも本当に保育士が足りていない状況がやはりあると思うのです。なぜ足りていないのかといえば、賃金が安いということが明らかになっているわけです。

以前、北海道の保育士に対してのアンケート調査でも、やりがいについては、やりがいは感じているというような調査もあったけれども、実際に賃金が安い、そして本当に大変な業務も多いということで、なかなか働きたくても働けないというような状況があるわけです。

だからといって、国がどうしようかということで、どんどん保育士でなければいけない、保育士は国家資格ですから、そういう専門性がある資格にもかかわらず、配置基準を見直すということはまだ全然行われていません。そういうことを根本的に解決しなければ、小樽市の保育所で保育士が足りないという状況も打開できないと思うのですけれども、その点についてはどうお考えですか。

○（福祉）こども育成課長

保育士の確保、保育士がなかなか確保できなくて待機が発生しているですとか、入所待ちがいるということに関しましては、当然私どもも、確保に向けてはしっかり取り組まなければならないという認識でおります。

国でも保育士に対するさまざまな処遇改善の給付なども行っておりますので、そういったことも市としても積極的に考えながら、何とか保育士の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○高野委員

取り組んでまいりたいということなので、ぜひ国にもきちんとしっかり意見を言ってほしいと思うのです。

処遇改善をされているという話ですけれども、確かに若干上がったりはしていますが、本当にわずかなのです。それでは全然足りないというわけです。仕事量もすごく多いということなので、保育士の配置基準も見直さなければ、3歳児以上は、15人の子供に対して保育士1人とかという配置になったりはしましたが、まだまだほかの国と比べても全然保育士の配置がおかしい状況になっているわけです。1人の保育士に対して子供を見る数が余りにも多いというところで、子供の安全性、人権をしっかり守るという立場で考えるにしても、国に対してもきちんと言うべきではないですかということで、もう一度答弁をいただきたいと思います。

○（福祉）こども育成課長

確かにおっしゃるとおり、保育士の確保に向けてさまざまな処遇改善がなされていますけれども、現実としまして、待機児童なり入所待ちが発生している状況がございます。小樽市としましても、かねてから全国市長会などを通じまして、保育士のさらなる処遇改善ですとか、勤務形態の見直しを含めた人材の確保について強く求めているところでございますので、引き続き市としましても、北海道、全国市長会を通じまして強く要望してまいりたいと考えております。

○高野委員

どちらにしても、保育の質、そして子供の安全・安心を考えれば、この条例を一部改正することはやはり認められないということを申し伝えたいと思います。

◎災害時における保育施設の対応について

次に、災害時の、9月6日に起こった停電時の対応についてお伺いしたいと思います。

この停電時に、保育所や幼稚園はどのように対応したのでしょうか。例えば公立保育所では通常どおりしていたとか、給食は出せなかったとか、そういう点はいかがですか。

○（福祉）こども育成課長

北海道胆振東部地震が発生いたしました9月6日につきましては、保育所のうち、公立保育所の5カ所につきましては通常どおり開所いたしました。民間保育所につきましては、13カ所のうち8カ所が通常どおり、お預かりの時間を少し早目に切り上げるといことでの条件つきで3カ所、それから閉所といいますか、閉めたところが2カ所ございました。あと認定こども園につきましては、通常どおり開所したのが4カ所、それから同じく条件つきが1カ所、閉所が2カ所、そのような状況になっております。

給食につきましては、通常どおり提供できた施設につきましては、民間の保育所が2カ所、それから認定こども園が2カ所、それから非常時の提供ですとか、あるもので済ませたような、予定していた献立ではない別のメニューで出したところが、公立の5カ所、民間で9カ所、認定こども園で2カ所、それから給食なしで弁当の持参を依頼した施設としましては、認定こども園で1カ所、地震発生日はそういった状況でございました。

○高野委員

地震発生日はそうだったということですが、では、9月7日はどのような状況だったのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

9月7日になりましても、停電が、一部は復旧していたのですけれども、朝から停電ということで、若干開所状況も、通常どおりのお預かりをしている施設が減っております。

公立保育所につきましても、1カ所、銭函保育所につきましては早くに停電から復旧しましたので、通常どおりの保育ができました。そのほかの4施設につきましては停電で、これは明るいうちのお迎えをお願いしますといことでの条件つきでお預かりいたしました。

そのほか、民間の保育所につきましては、5カ所が通常どおり、同じく条件つきが3カ所で、閉所が6カ所にふえました。それから、認定こども園につきましては、通常どおり行ったのが2カ所、条件つきで行ったのが1カ所、閉所が3カ所というようなことになっております。

給食の状況につきましても、公立保育所につきましては、同じく非常時の別メニューで対応いたしました。それから民間保育所につきましては、通常どおり提供を行ったのが2カ所、別メニューでの提供は4カ所、給食がなかったのが2カ所、弁当ですとか、それから午前中までのお預かりということもあったようです。認定こども園につきましては、通常どおり行えたところはありませんでした。別メニューで行ったのが2カ所、給食がなしといところが1カ所、そのような状況でございました。

○高野委員

それで、9月6日と7日、開所しているところも減っているといことので、どうしても保護者が仕事を休めないですとか、子供の預け先が、これだけの保育所が開所できないといことになると、緊急でどうしても休めないという方もいらっしゃるのではないかと思うのですが、市にそのような相談というのは入っていたのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

今、委員がおっしゃったような、どうしても預けなければならないのだけれども、どうしたらいいだろうかといような相談は、直接は市にはございませんでした。ただ、当時まだ停電で、電話などもまだうまくつながらな

った状況もありまして、自分の通っている保育所はあいているのだろうかというような問い合わせはありました。

○高野委員

あいているのかという問い合わせがあったということですが、それでは、保護者などに連絡、きょうは開所だとか、きょうは開所できないというお知らせについては、どのようにされていたのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

民間も含めた保育所の対応としまして、地震発生の 6 日に、まず基本的に公立保育所の開所についての考え方としまして、一部水道も断水になるのではないかみたいな情報もありまして、もし電気もない、水もないということになれば、たとえ保育所であっても子供を安全にお預かりできるという保障がなかったものですから、もし水も出ないという状況になった場合には、翌 7 日については休所、休園にしましょうと。そうでなければ、先ほど条件つきのところで申し上げましたけれども、電気も不通でありますので、明るい時間のお預かり条件つきということでやりましょう。それから、給食につきましても、食材が入ってこないような状況もありましたので、そこは備蓄してある非常食対応ができるのであれば、できる限りそういった対応をしましょう、そのような統一見解といたしますか、考え方で、公立はまずそういうふうにしました。

それから、民間保育所にもそういった対応を考えていますけれども、あとは各施設での判断、安全性、危険性の判断をお願いしますということで行いました。

その際の 7 日の朝、電話もなかなか、6 日のうちに通じた方にはお伝えできたのですが、そういった保育でやるということについて伝えられなかった部分もありましたので、まず公立保育所につきましては、7 日早朝、6 時半には各施設の保育所長が保育所で待機をして状況を確認しました。その結果、水道は出ていましたので、預けにきた方にはそのままお預けいただいたというようなところで。

おっしゃるように、確かに電話等がなかなかつながらない状況もありましたので、電話だけでなく、そういった現場での対応ということも考慮して行ったところでございます。

○高野委員

私が聞きたかったのは、保護者に、きょうは開所していないとか、そういう連絡はできたのですかと。なかなか携帯電話もつながらなかった状態だったので難しかったのかなと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

先ほど申し上げましたように、民間保育所の対応につきましては、それぞれの園にお任せしました。その施設で各保護者にきちんと電話なり何なりで、どういった手段で連絡をつけたのかということまでは、実際のところまだ確認しておりません。

公立保育所につきましては、6 日のお帰りの際ですとか、先ほど申し上げましたように 7 日の朝ですとか、そういった形での現場の対応と、それから電話で連絡がつくところには保育所から保護者へ連絡したというところでございます。

○高野委員

携帯電話もつながらないというような状態で、先ほど市にも、開所しているのかどうかというような問い合わせがあったという話もあったのですが、実際私のところにもそういう相談がありました。保育所はやっているのだろうかというような問い合わせがあったのですが、開所しているのかどうかというのも、保護者もわからなければ対応ができないというところがあると思うので、今後は、今、市内の学校でも、任意ですが、安心メールというのをやられているのですけれども、保育所を利用している方にも、比較的メールは届いていたということもあるので、そういうメールの登録ですとか、そうしてもらえようかなとも考えたほうがいいのかなと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○（福祉）こども育成課長

委員からお話があったように、今回の災害でいろいろな課題が出てきております。連絡手段の確保というところはもちろん一つ大きなところでございますので、例えば電話にしても、停電になっても通じるような電話ですとか、今おっしゃられたようなメールでの対応ですとか、いろいろとれる手段について検討してまいりたいと思っております。

○高野委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、先ほど、公立保育所では、6時半に水が出るかどうか待機してどうのこうのというお話はあったのですが、子育て支援の市の担当の方と保育所との連携は、情報の提供というか、連絡とかはとれていたのかというところを確認させていただきたいと思ひます。保育所によっては発電機がないところもあって、大変だったのではないかと思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

連絡につきましては、主に携帯電話で行ってまいりました。一応災害用といいますか、緊急のために、保育所は必ず独自の携帯電話を持っておりますので、それとのやりとりで何とか情報の伝達なり交換は行われたということでもあります。

実はその携帯電話も、保護者に余り知られていなかった部分もありましたので、先ほど電話の確保という話もありましたけれども、直近の園のお便りの中で、その携帯電話の番号を載せるようにしたような対応もしております。

それから、発電機につきましては、公立でいいますと、5カ所の公立保育所に二つしかなかった状況ですので、園によっては昼間も薄暗いような園もありましたので、何とか明るくてきちんと安全な保育ができるところから移動して、暗いところで使ってもらったというような状況もありますので、先ほどの通信手段の確保とあわせて、そういった電源の確保ということも今後は考えていきたいというふうに思っております。

○高野委員

先ほど、保護者が預け先がなく困ったということはなかったというお話だったのですが、実際に私の知り合いの方は、何とか当日9月6日は休めたけれども、7日は夜勤等もあって、この方は看護師ですが、休むことができなくて本当に大変な状況だったという話も聞かれました。

保育所で働いている職員の方にお話を聞きますと、遅くまで預かってほしいという方が、介護職員ですとか、医療関係で働いている方が比較的多かったというお話を聞いているのですけれども、どうしてもこれだけの保育所がやっていない。看護師ですとか、急に休むというのも困難な方もいると思うのです。なので、基本は保護者が子供を見なければいけないとは思いますが、緊急的に預かり先の手配というのですか、そういう対応というのはできないのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

平時といいますか、通常の場合ですと、そういう方のために延長保育をやったりですとか、休日保育をやったりですとか、もしくは急な預かりが必要な場合には、ファミリーサポートセンターというところに事業を委託しておりますので、そういうところで一時的なお預かりをしていただいたりですとかということが可能ですが、今回全市的にこのような状況であったものですから、ファミリーサポートセンターなども、職員が待機できなくて実施できなかったという事情もございます。

ですので、今回は非常に厳しかったのかなとは思いますが、今後、こういう災害時であってもお預かりが必要な方についての保育のサービスについては、本当に検討課題だなというふうに考えております。

○高野委員

その点もぜひ考えていただきたいと思うのです。なぜかといえば、子供たちだけで停電の中、家で待つ、留守番をしなければいけないという状況にもなりかねないと思うので、本当に緊急時でどうしてもというときの対応をぜひ考えていただきたいと思います。

◎妊産婦の交通費助成について

次に、代表質問でもお伺いした妊産婦の交通費助成についてお聞きします。

それで、ハイリスクの方について、市外で出産ですとか苦労があるけれども、医療関係と連携しているから交通費助成はしないというような、冷たい答弁だったと思うのですが、そういう苦労している方がいるということなので、地域周産期母子医療センターとして稼働できるまではぜひ検討していただきたいと思うのですが、その点答弁をお願いします。

○（福祉）橋本主幹

小樽協会病院のハイリスク対応の部分ですが、先ほどの報告事項でもいたしました。小樽協会病院としては、一日も早いハイリスク対応のために、ただいま精いっぱい努力をしているところでございます。例えば、助産師の人事交流、大学病院との人事交流とか、ベテランの助産師に来ていただいて研修を行ってもらおうとか、さまざまな努力をして、小樽協会病院といたしましても、地域の期待に応えられるよう精いっぱい頑張っていきたいという状況でございます。

北後志周産期医療協議会といたしましても、ハイリスク対応に向けて協議会としても支援していくという方針でありますので、交通費助成という枠組みでは今のところ考えてございません。

○高野委員

しないと言っていたのですけれども、そもそも私が以前質問して、妊産婦の支援にどのようなニーズがあるのか、調査することも考えて研究していくというような答弁もあったかと思えます。では、その後、そういう調査等はされたのでしょうか。

○（福祉）橋本主幹

当時、高野委員からの御質問があったのを私も覚えておりますが、当時は、小樽協会病院の分娩が休止して、再開のめどが全く立たない状況でございました。その中で、子育て支援策の一つとして、交通費助成についても考える必要があるという答弁をいたしました。その後、医師の派遣が決まり、分娩が再開しておりますので、そのようなニーズ調査については行ってございません。

○高野委員

調査もしていなくて検討もしないというのは、余りにもおかしいのではないかと思います。というのも、私は代表質問で小学校 6 年生までの完全無料化を実施してくださいと言って、そのときの市長の答弁では、検討したいというような答弁がありまして、その後で、市民の皆様が安心して子供を産み育てられるようにしていきたいというような答弁をされているわけですよ。

実際に皆さんの協力もあって、小樽協会病院で分娩が再開できたというのは、本当によかったなとも思うのですが、でも、実際にハイリスクと言われる方が、どうしても市内で出産したくてもできない状況なのです。ハイリスクの方というのは、経済面そして精神的にも本当に大変だとは思っています。家族の方も。少しでもそれを緩和してあげるのが、安心して生み育てるといふふうにつながるのではないかと思います。

交通費助成もいろいろあると思うのです。全額助成しなくても、一部助成とか、いろいろ考え方はあると思うので、ぜひ、検討しませんではなくて、検討ぐらいはしていただきたいと思うのですが、再度答弁をお願いします。

○（福祉）子育て支援室長

高野委員がおっしゃるように、ハイリスクの妊婦については、精神面でも、安心・安全の部分で非常に不安を抱

えているというのは、私どもも承知しているところでございます。

代表質問の答弁等でも、保健所と保健師の寄り添うような相談も、安心して、ハイリスクだけれども精神面で安定というのは、妊婦のそういう相談も一つの手段としてありますし、小樽協会病院での分娩も、なるべく早く産み育てる環境づくりというのも一つの大切な要素でございますので、ハイリスクの妊婦のニーズというのも、小樽で産める方も、もしかしたらそういう医療機関との連携でできるという部分もあるかと思っておりますので、そういう部分を含めて、交通費の助成というよりは、そういう環境づくりにまず我々としては努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○高野委員

環境も大事だと思うのですが、同時に、ハイリスクの方というのが少しでも安全に出産できるように、当然検査とかも多くなると思うのです。そうしたら、妊婦の方の健診、助成の対象外になる検査とかも多くなるということも考えられますので、そういうことを考えると、そういう交通費助成もぜひ検討していただきたいと思うのですが、答弁を求めても同じような答弁が返ってくるのかなと思います。

でも、現在は、市外で出産されている方は出生数の半分だと思うのですが、小樽協会病院が分娩を再開されることによって、出産される方は市内でもふえると思います。でも、大変な方は交通費をかけてほかのところに行くということもあるので、ぜひそこら辺は考えていただきたいと思います。

◎買い物弱者について

次に、買い物弱者についてお伺いしたいと思います。

8月に幸にある、まるせんストアというお店が閉店となりました。9月には赤岩の100円ショップえだ豆君が閉店になって、市内でも、地域にとって重要なスーパーが閉店となり、本当に困っているという声が私のところにも寄せられています。

ここ数年、近隣で買い物ができるお店がなくなって困っているとか、市民からそういう問い合わせは市にも入っているのでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

買い物弱者ということで、本来であれば、そういった店がないことで困っているという方が買い物弱者になるということで、障害福祉とは違うのかなと思うのですが、もし委員がおっしゃったような質問といえますか、そういった要望が来るとしたら、福祉部ではなくて産業関係に来ることになるのかと思うのです。福祉部ではそういう相談は受けていない状態です。

○（生活環境）生活安全課長

生活安全課市民相談係ですが、そちらには相談とかは来ていないことを確認しております。

○高野委員

福祉部ではないということですね。

私に相談があった方は、近くに気軽に買い物できるところがなくなって本当に大変だということがありました。その方は、100円ショップえだ豆君前に、地域に住んでいる方なので、えだ豆君がなくなって本当に大変だという話です。このお店は、週2回の売り出しの日には約600人の方が来ていて、平日でも約400人買い物にきていたと聞いています。

車がある方は何とかなるかもしれませんが、近くに買い物できる場所がないとなれば、遠くに行って買い物しなければいけないということがあると思うので、こういう方に対しての本市としての支援というか、何か対策というか、もしあればお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

買い物弱者の対策につきましては、今後、やはり高齢者を中心にこういう問題が必要性を増してくるというふう

に考えられます。全国的には各市町村でさまざまな対策を行っておりまして、例えば買い物の村営バスを走らせるとか、バスの優待乗車証を配る、本市でいうふれあいバスとかですね。あとはタクシー券の助成だとか、そういったものが見受けられますが、これらを参考にしたり、また研究して、庁内の関係部署もありますので、そちらと連携して、例えば事業者に働きかけるとか、どのように取り組んでいけるか考えてみたいと思います。

○高野委員

私も道内の自治体とか調べましたが、買い物弱者に対する支援というのはなかなかなくて、先ほど地域福祉課長が言ったように、タクシーの運行、ふれあいバスですとか、そういう買い物弱者というのは、道内でいったら当麻町などがあるのですが、当麻町では、事前に予約をして、区域ごとにワゴン車でスーパーなどを巡回するというようなことをやっています。ほとんどの自治体では、障害者にタクシー券ですとか、バスですとか、あとは給食の配達サービス、そういうことをやったりしています。

本市も高齢者に給食のサービスを週 1 回で行っているのですが、こういうサービスを週 1 回ではなくて週 2 回にするとか、対象者を拡大するですとか、そういうことというのはできないのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

今、委員がおっしゃられたのは、小樽市の独居高齢者等給食サービス事業だと思うのですが、これはおっしゃったように、週 1 回、市で調整しているという形になっております。これは、とりよによっては買い物弱者への施策の一面ということも持ち合わせているのですけれども、これはあくまでも介護保険制度の中でやっている見守りの事業です。これを 1 回から 2 回にする、3 回にするというようなことで今委員から質問があったと思いますが、今のところ、1 回から上げる、2 回以上にするということは考えておりません。

○高野委員

考えていないということだったのですけれども、そういうサービスもやはりこれから必要になってくるのではないかと思うのですが、ぜひ検討していただきたいと思うのと、こういうサービスをやっているということすら知らない方も聞いています。なので、こういうサービスをやっていますという周知についても行っていただきたいと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

独居高齢者等給食サービスの周知ということですが、今のところも、広報等さまざまなもので周知は行っているのですが、今後も継続してできるものはやっていきたいというふうに考えております。

○高野委員

ぜひ、週 1 回ではなくて、週 2 回でも検討していただきたいと思います。

◎ヒアリンググループについて

次に、ヒアリンググループについて質問したいと思います。

先日、市民の方から、外に出ても耳が聞こえにくくて、自分が出たい集会等があっても参加できない、何とか社会で元気に楽しく過ごすために、ヒアリンググループの導入をしてほしいというような相談がありました。

このヒアリンググループは、ことしの第 1 回定例会でも小貫議員が導入について質問していると思うのですが、関係の団体等に聞きながら検討したいというような答弁だったと思います。具体的に導入についての検討とか、その点はどのようになっているのでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

ことしの第 1 回定例会の小貫議員の質問の際には、公共施設等総合管理計画に基づく施設更新の際に検討してまいるということでお答えしているのですが、実際、ヒアリンググループの需要がどれだけあるかというのを一応関係団体にも確認はしたのですが、小樽ろうあ協会とかに確認したのですが、どうしても必要だというような意見ではなかったのです。これは、要は障害の程度がある程度軽い方であれば、補聴器を使って効果はあ

るのですが、全く聞こえない方に関しては効果がないものですから、そのようなお話をいただいたと。

あと、北海道高等聾学校、こちらは20年近くこれを導入しているわけですがけれども、そちらにも話を聞いたのですが、昔はよく使っていたのですがけれども、今は使っていないらしいのです。その理由としては幾つかあるようですが、一つは、補聴器とか人工内耳の性能が向上しているというようなことがあるようです。今は、ヒアリンググループというのは磁気誘導ループシステムというのを使っているのですが、それだけではなくて、赤外線とかFMというものも新しくできてきているということで、この器具自体が少しずつ変わってきているという部分があるようなのです。

です。小樽市としても、まず需要がどれぐらいあるのかということと、あと需要があるとなったときに、果たしてこのヒアリンググループがいいのか、ほかに何かあるのかということのをあわせて検討していくことになるかと思えます。

○高野委員

確かに、全く聞こえない方に対しては、なかなか難しいのかなと思うのですが、実際に導入しているところもあります。埼玉県入間市はことし3月に導入して、本当に助かっているとの話です。それで貸し出し等をして予約もあつたりとかということが、貸し出し件数も何十件となっているみたいです。

難聴者は外見ではわかりづらいというところがあると思うのですが、会話が滞りやすいということになれば、外に出たくても出られないというような話があつたのです。私に相談があつた方もそうだったので、本当におっくうになってしまうのだと。何回も何と言っているのと言うのも言いづらいというものもあるし、補聴器を使ったら無差別に音が入ってくるから、本当に自分が聞きたい音をなかなか聞き取るのが難しいというところで、それをカバーするのがこのヒアリンググループだと思うのです。ヒアリンググループも、カウンター式や小型タイプなどいろいろあると思うのです。

今回、障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例とかも制定になっているので、このことについても、高齢化率も高い小樽市で難聴者に対して、やはり誰もが聞こえてやさしいまちづくりということを考えると、このヒアリンググループの導入についても再度検討していただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

ヒアリンググループは、講演会などで使用するとすると、その会場に磁気のコードとかを設置するなどという作業が入ってくるものですから、もし必要だとなった場合に、例えば恒常的に使えるような部屋に設置しておくとかいう方法などを考えることができるのかと思うのですが、その辺を踏まえて検討させていただきたいと思えます。

ただ、実際にそういったことを要望されている方のお話というのをまず聞くところから始まるかなと思えますので、そのあたりを確認した上で検討させていただきたいと思えます。

○高野委員

ぜひお願いしたいと思います。大型施設でなくても、小型のタイプとかもいろいろあるみたいなので、ほかの自治体も取り組んでいるところもあると思えますので、ぜひ検討に向けてお願いしたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

◎災害時におけるペットの同行避難について

最初に、ペットの同行避難についてお伺いいたします。

予算特別委員会においても質問させていただきましたが、その際は災害対策室から御答弁いただく形でした。保

健所の観点からのお答えをいただきたく本日も質問をさせていただきます。

ペットの避難についてですが、私も予算特別委員会の中で、同行避難と同伴避難を混同した形で質問してしまったのですが、まず同行避難というのは、避難所まで飼い主とペットと一緒に行って、その後、避難所の中では別々に過ごすこと、一方、同伴避難は避難所の中でも一緒に過ごすこととなっています。

環境省が今推奨しているのは前者の同行避難で、予算特別委員会で災害対策室から御答弁いただいたように、例えば犬であれば、外にリードでつないだり、あるいは教室の中にケージに入れていさせるなどといったことになるかというのは今後の検討事項であるとお答えいただきました。

これに関しては、恐らく保健所の意見も取り入れていただきながら進められることになるかと思うのですが、まずお聞きしたいのは、保健所としては同行避難の際の居場所というのはどのように考えているかという点ですが、お考えをお示してください。

○（保健所）生活衛生課長

委員が今おっしゃられたとおり、環境省からはペットの同行避難を推奨されております。避難所には、ペットの苦手な人や、アレルギーがある人、それからペットのふん尿といいますか、そういった問題点もありますので、まず大型犬につきましては外で、室外でリードにつないで保護してもらい、それから小型犬だとか猫に関しましては、飼い主が用意したケージ、おりに入れていただいて、同行避難をしていただくということが適切かというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

では、方向性としては、保健所の考え方としても同行避難を推奨するというような認識で受けとめました。

次に、避難所の中には、学校の体育館は耐震化されているのだけれども、校舎はまだ耐震化が図られていないという場所もあります。その場合、校舎の中にペットをいさせるということも適切でないという考えなのか、またはそれはやむを得ないと考えるのか、いかがでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

先ほど申しましたように、ペットが苦手な方だとか、アレルギーの方だとか、そういった問題もございますので、ほかの避難者と同室というのは好ましくないということは考えますけれども、今後どのようにするかは、災害対策室と話し合いを続けながら、どのようにできるのかということを考えていきたいと思っております。

○高橋（龍）委員

提案ですが、例えば体育館だけ耐震化が図られているという場合で、ただ、校舎は耐震化が図られていない、そういった場合に、体育館の中の用具室といいますか、そういったところもあろうかと思っておりますので、災害対策室とお話をする上でそういったことも案として挙げていただければと、これは要望させていただきます。

そして、東日本大震災の後などには、同行避難されなかったことで野良犬や野良猫がふえたと聞きます。特に避妊手術、不妊手術をしていない野良猫同士で繁殖をしてしまったりということも大きく問題視されたところだと認識しております。

少し質問がずれますけれども、今、本市として、猫の避妊手術に際しての助成はなくなっていると認識しています。以前に自民党の鈴木元委員から、避妊手術の助成がなくなった理由についてという質問がこの委員会の中でもなされて、その際に保健所からの御答弁として、効果が見えないために助成を廃止したという旨のお話があったと記憶しております。

助成を再開することのみが解決法でないというのも承知はしているのですが、効果という点では、こういった災害時、非常時において出てくるということもあるのかと思います。その観点も踏まえて、現状はどのように捉えておいででしょうか。また、逆に、助成を再開しないという考えの場合、飼い主の皆さんに対して、災害時にそういった繁殖の懸念があるということも周知、啓発をしていくことが大切だと捉えていますけれども、どのよう

に取り組んでいかれますでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

ただいまの質問で、避妊手術ですけれども、限られた予算で全ての猫等動物の手術助成は難しいというふうに考えております。しかし、避妊等の手術は繁殖を防止するため効果があると認識しておりまして、現在、地域猫や飼い猫についての適正飼育や避妊等の手術について、飼い主等に回覧板だとか、あとは動物愛護行事等でチラシを配布して啓発をお願いしているところで、今後も継続していきたいと考えております。

○高橋（龍）委員

それでは、同行避難に話を戻しますが、避難所対応マニュアルの中では危険なペットは同行できないということで、先日の予算特別委員会でもお答えいただきまして、その際に危険なペットとはとお聞きしたところ、明示いただいたのは猛獣の類いだったのですけれども、今後ほかの自治体のマニュアルなども参考にするというお答えもそのときいただきましたが、保健所の側から考える同行避難にふさわしくないペットというのはどのように捉えておいででしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

同行避難にふさわしくないペットということですのですけれども、動物愛護管理法で定める猛獣だとか毒蛇等の特定動物という捉えがあるのですが、そういったものや猛犬は同行避難にふさわしくないペットというふうには捉えております。

○高橋（龍）委員

では、同行ができるもの、できないものの線引きというか、今、特定動物であるとか例示いただいたところですが、受け入れをできる限り広く網羅するということが求められるのかなとも思います。仮に受け入れができないペットが出てくるといことで、飼い主と一緒にいることを選択して、車の中で避難した結果、エコノミークラス症候群になってしまったという事例も実際にあるそうです。大型犬なども、猛犬というお話もありましたが、できる限りの受け入れをしていただけるようにと要望をさせていただきます。

また、ここで伺いするのですが、動物愛護系のボランティア団体との災害時の連携についてですが、今のところどのように行われているのでしょうか。また、各団体の災害時の受け入れ可能頭数など犬や猫でいうとどのくらいなのか、もし押さえていければお示しいただけますか。

○（保健所）生活衛生課長

正直現状は、動物ボランティアとの災害時の連携という内容につきましては話し合っておりません。保護できるペットの数という部分につきましても、数は押さえておりません。今後になりますけれども、ボランティアと話し合っていく考えております。

○高橋（龍）委員

ぜひ、スムーズな連携がとれるように進めていただきたいと思います。

また、先ほど、それこそ特定動物だったり、毒蛇とかというお話がありましたけれども、犬や猫といったポピュラーなペットだけではなくて、珍しいといいますか、飼育されている数の少ない動物についても伺いたいのですが、環境省の「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」では、家庭動物等のうち、主に犬及び猫などのペットを対象とされています。この家庭動物というのは、犬や猫だけでなく、ペット、伴侶動物としての哺乳類、鳥類、爬虫類なども含まれるということです。

保健所の見解をお伺いするのですが、近年、爬虫類などを飼育している方もふえています。そういった動物の同行避難は可能だと考えるのでしょうか、もしくは同行はできないというふうに考えますか、いかがでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

先ほど申しました特定動物は、やはり困難ということにはなるのでしょうかけれども、現状でどういったケースが

あるのかというのは捉えておりませんので、どのようなことができるのか、今後、他都市の情報も収集しながら、災害対策室と話し合っていきたいと考えております。

○高橋（龍）委員

それでは、今いろいろお伺いしてきた中、今回の質問で出たもの以外で、今後、市民の皆さんに対してペット避難について周知を行っていきたいと考えていることがございましたら、お示しいただけますでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

東日本大震災での事例等から、昨年は保健所で犬のしつけ教室を行っております。ドッグトレーナーを招きまして、災害時の同行避難時にも役立つしつけというところの啓発をしているところでございます。今後もこの犬のしつけ教室を継続していくことと、あとはホームページや回覧板での同行避難の周知ということを検討していきたいと思っております。

○高橋（龍）委員

ぜひ、繰り返しになりますけれども、災害対策室とも連携をしていただいで取り組んでいただければと思います。

◎災害時の保健所対応について

次に、災害時の保健所対応について、一つ目に、防災組織体制についてお伺いさせていただきます。

この項目も災害時における保健行政の目線での質問となるのですが、この項の初めに、災害発生時の保健所の体制というのは現状どのようになっているのでしょうか、また、それは何によって規定されたものとなりますか。

ほかの地域でいうと、県の単位などで作成されたマニュアルもお見受けいたしましたけれども、そういったものは北海道でもつくられていて、小樽市保健所はそれに基づいているということなのか、それとも小樽市は小樽市なののでしょうか、お答えいただけますか。

○（保健所）宇田川主幹

保健所の防災組織体制につきましては、小樽市地域防災計画の医療救護計画に基づきまして、医師会と保健所が連携して救護対策本部を設置することとなっておりますので、その計画に基づきまして対応させていただいたところでございます。

また、北海道のマニュアルでございますが、北海道のホームページには、避難勧告等の判断・伝達マニュアルなども掲載されておりましたけれども、保健所の救護対策本部におきましては、あくまでも本市の医療救護計画に基づきまして運営をしていたところでございます。

○高橋（龍）委員

次に、例えば長崎県の福祉部の作成したマニュアルの中には、発災時に保健所に求められる第一の機能は、医療施設の被災状況、診療状況等の医療情報の収集であるという旨が書かれておまして、そのために、広域災害救急医療情報システム、EMISと言うそうですが、インターネット上で医療機関が被災の状況を入力して、またはそれを閲覧できるシステムということで、これを適切に利用できるように備えておく必要があるとされているのですが、小樽市保健所としても長崎県のガイドラインと同様の認識であるかどうか、まずお伺いたします。

○（保健所）宇田川主幹

当保健所におきましても、長崎県と同様の認識でございます。

○高橋（龍）委員

今回、この質問をつくるに当たってEMISについていろいろと調べていたのですが、2018年8月31日に小樽市も災害訓練を行ったというような表示がなされますが、私はアクセス権限があるわけではないので、具体的にはわかりませんでした。この内容について御説明いただけますでしょうか。

○（保健所）宇田川主幹

訓練におきましては、8月31日の市の防災訓練にあわせて救護対策本部運営の訓練を行いました。これは、医師

会、小樽市立病院、保健所と合同で行ったものでございます。内容といたしましては、EMISを活用いたしまして、市内の医療機関の情報を集約したり、その一元化を図ったり、また、患者収容に関して病院の選定を行ったり、また市外医療機関への協力要請などにつきまして行ったものでございます。

なお、7月21日には、医師会、小樽市立病院、保健所によるEMISを活用した災害研修も実施しているところでございます。

○高橋（龍）委員

具体の災害を想定して訓練をされたと認識いたしました。

小樽市内の医療機関は、どの程度の割合といたしますか、こういったところがこのEMISを使用できる、アクセス権限があるということになるのでしょうか。

○（保健所）宇田川主幹

小樽市内の医療機関につきましては、医療機関の管理は道の管理になりますけれども、市内の病院16カ所、有床の診療所16カ所、小樽市夜間急病センターということになっております。

○高橋（龍）委員

次に、このシステムはインターネット上で入力するというので、今回のような停電の際にはその機能を十分に発揮できないということも考えられますが、このたびの地震においてはどれだけ活用できたものなのでしょうか。振り返ってみて課題があれば、どのように認識されているかお答えください。

○（保健所）宇田川主幹

このたびの停電におきましては、災害拠点病院であります小樽市立病院で電源確保が可能でしたので、保健所の本部を一部市立病院の中に設置いたしまして、医療機関の情報収集を行いまして、EMISに入力をしたところでございます。EMISの代行入力につきましては、小樽市立病院の災害対策本部、小樽市立病院のDMATと協力いたしまして、医療情報の収集と集約をしたところでございます。

課題といたしましては、停電ということで、非常用電源が確保できていない医療機関におきましては、医療情報の入力ができなかったということ、また、電源が使えた医療機関におきましても、非常時ということで、このEMISの入力が十分できていなかったというふうに認識しております。そのために、医療機関の情報収集に大変時間を要しまして、保健所が、電話で通じないところは訪問調査などをして情報を集約したということで、課題といたしましては、医療機関には非常用電源の確保をお願いしていきたいということと、EMISにつきましても、速やかに入力していただけるような対応をお願いしていきたいというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

訪問まで行っていただいたということで、今DMATの話がありましたけれども、DMATのホームページを見ると、代行入力を行うということも書かれていますが、基本的には医療機関自身が入力をするシステムだとは認識しております。

今回のように、停電であっても携帯電話の電波がある場合、緊急避難的にといいますか、スマートフォンなどからでも入力は可能であると思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○（保健所）宇田川主幹

委員がおっしゃいますように、スマートフォンからも入力は可能でございますが、このたびの停電におきましては、電波が大変不安定で、なかなか十分に使えなかったということがございますし、また、スマートフォンは、画面が小さく操作性が余りよくないということがあったかというふうに認識しております。

○高橋（龍）委員

私も見てはみましたが、恐らくスマホからでは、使い勝手が現状は余りよくないのかなとは思いましたが、やはりこういった災害時に医療情報というのは非常に重要になってきますので、先ほども申し上げたように、多く

の情報を集めるということは、各機関と平常時から災害に備えた連携というのを強めていっていただきたいと要望して、次に移らせていただきます。

◎災害時の炊き出しについて

次は災害時の炊き出しについてお伺いするのですが、災害の際に民間事業者やボランティアの方々などが炊き出しを行いたいとした場合には、どのような手続を行うことになるのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

あくまで食中毒予防の観点から、任意ではございますが、提供する食品や人数、対象者、日時、そういったものを保健所に届けていただくというようなことで、現状、仮設食堂の開設届けというのがございまして、学校や保育所、あとは町会などが行うバザーがありますが、そういったもので届け出をしてもらっているのがありまして、それを拡大解釈して、そういった内容のものを届けていただくということを考えております。

○高橋（龍）委員

例えば炊き出しを行って、市民の皆様、住民の皆様には喜んでいただけたのだけれども、結果、保健所への連絡であるとか、先ほどおっしゃっていただいた仮設食堂の開設届けを拡大解釈するということですが、そういった手続を行っていなかったというケースも考えられるのかなと思います。それを保健所としてはどのように捉えるのでしょうか。適切でないという部分もありつつ、善意に基づくものとして感謝すると同時に注意を促すという、一種板挟みといいますか、そういった状態なのかなと思います。どのようにお考えですか。

○（保健所）生活衛生課長

先ほども申しましたように、あくまで食中毒予防の観点ということから、届け出等を強制するものではございません。ただ、届け出があったときに、調理時の注意事項だとか、あとは何か起きたときに保健所で調べることが可能なように、保存食、そういったものをとっておいていただく。これは冷凍で2週間ほどとっておいて、電気が使えたらというような状況になるでしょうけれども、そういったものをとっておいて、何か起きたときにそれを調べて、原因だったとか、そうでなかったとか、そういった調査ができるような、そういったような話もできますので、届け出という部分についてはお願いしているということです。

○高橋（龍）委員

それでは、逆に、とてもネガティブな仮定になってしまうのですが、それで食中毒が発生してしまった場合、指導または罰則のようなものはあるのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

あくまで緊急時ということで、営業行為にはならないということが前提ですが、そういった意味で、罰則だとか、そういった指導の適用ということはございません。

○高橋（龍）委員

営業行為でなければ大丈夫だということで理解いたしました。実際、今回の地震の際に飲食店の方が多く炊き出しをしてくれたと私も聞き及んでおります。保健所ではどのように把握されていますか。また、その中で正式な手続を行っていないという例も見られたのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

今回届け出を行っていただいたのは2件ということで、保健所で把握しております。あと、それ以外の炊き出しの状況というのは把握していませんけれども、食中毒だとか起きた場合に、そういった原因究明の中で注意を促していく、再発防止ということ、そういった部分についてはやっていくものというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

2件の届け出があったということで、実際には恐らくもっと多くやっていただけていて、ただ、ルールが周知されていないのかなとも考えます。せっかくの善意ですから、それをむげにするということは非常にもったいないと

も感じますし、とはいえ、保健所としても、食中毒であるとか感染症の予防というのは絶対に怠ることはできない。その中で提供していいもの、そうでないものというのはどのように規定されているのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

やはり、加熱調理品を出していただくということ、そういったものが望ましいというふうに考えております。反対に生もの、サラダやサンドイッチなど過熱しないようなもの、そういった食品は提供を控えていただきたいということを考えております。

○高橋（龍）委員

私も知らなかった部分もあるので、いろいろとお示しいただいて、今後何かあったときには私も御協力ができるようにしたいと思います。

また、先ほども申し上げましたが、ルール周知というのが、町会などには知らされているのかなという前提でお話をしていますが、例えば民間の飲食店の事業者などへのルール周知に務めていただきたいと申し上げて、次の項目に移らせていただきます。

◎ヒグマの駆除について

最後に、ヒグマの駆除についてお伺いしたいと思います。

猟友会の前田委員を前にしてこの話をするのもあれですけども、このところ小樽市内でもヒグマの目撃すとか足跡が発見されるということの情報が相次いで寄せられています。札幌市南区での出没に際しては動画が撮られて、テレビのニュースなどでも報じられていました。本市でもそれは例外ではなくて、ホームページ上で確認できる限り、昨年 8 月末からの 1 年強の間で 29 件の情報が掲載されていました。

ここで伺いをさせていただくのですが、大まかにエリアを分けると、塩谷・蘭島方面と、天神・奥沢方面、朝里川温泉・新光町方面、春香町・星野町方面、そして最も民家に近いところで目撃されたのが潮見台方面であったと認識しております。これらの地域で目撃されているのは、それぞれ別の個体であると考えられるのでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

目撃されている個体は別の個体かという質問についてですけども、ヒグマについてですが、年間になりますと、雄で数百キロメートル、雌で数十キロメートルという行動範囲があります。なので、市内各方面で目撃や足跡発見の情報はありますが、それらが同じ個体か、別の個体かというのは特定できていない状況であります。

○高橋（龍）委員

かなり行動範囲が広いということをお示しいただきましたけれども、本市の地域内で出没しているのが何頭ぐらいいるかというのは、今のお答えからいうとわからないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

市内でヒグマは何頭ぐらいいるのかという質問になりますが、目撃件数が複数ありまして、同一個体か別の個体かは特定できておりませんので、複数の個体がいることはわかるのですけれども、何頭くらいという具体的な個体数は把握できておりません。

○高橋（龍）委員

また、駆除というか捕獲の方法といいますか、そういったのは、ハンターによる狩猟というケースと、わなによるものがあると思いますが、そのほかは何かあるのでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

駆除の方法についてですが、ハンターの銃器使用によるケース、箱わなによるケース以外では、くくりわなという方法があります。ただ、くくりわなについては、銃器、箱わなでの捕獲が困難な場合に使用できるものです。ほかには、自動発射式弓矢、あと爆薬入り餌まきの方法がありますけれども、今の二つについては、他人の生命とか身体に重大な影響、危害を及ぼすおそれがあるため、現在使用は認められていないものです。

また、別に追い払いという方法があるのですが、その際は爆竹とかロケット花火などを使用して、花火の音や火薬のにおいにより山へ追い払うという方法もあります。

○高橋（龍）委員

今お話があった中で箱わなですけれども、生活安全課の管理する箱わなが市内に設置されていると認識しているのですが、その数は地区ごとにどのくらいあるものなのでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

箱わなが設置されている箇所は、市内で全部で3カ所設置しております。地域的には、塩谷・蘭島方面に2カ所、春香町・星野町方面で1カ所設置しております。

○高橋（龍）委員

市内では3カ所だということです。その設置した箱わなのおおよその耐用年数についてお示しいただいてもよろしいですか。

○（生活環境）生活安全課長

箱わなの耐用年数についてですが、先ほど現在市で3カ所設置しているという話をしたのですけれども、保有している箱わなについては全部で4基あります。その中で種類がありまして、ドラム式、ドラム缶みたいな形をしたものが2基、これについては平成25年に作成しております。もう一つがおり式です。鉄格子みたいなおりの形をしたものですが、それについては、25年に1基、28年に1基作成しております。

ただ、箱わなについては、オーダーメイドというか、頼んで作成しているものですので、耐用年数については承知してないのですけれども、屋外に設置のため、風雨等にさらされてしまうことや、ヒグマ捕獲時には中で熊が暴れ回っておりの中を傷つけることもあるので、そういう形で傷んでいる状況が見受けられます。

○高橋（龍）委員

それでは、今仕掛けているわなによって年間何頭ぐらいが捕獲できているのでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

箱わなによって捕獲した頭数ですが、過去3年分になりますけれども、平成27年度は2頭、28年度は4頭、29年度は2頭、そして今年度ですが、10月4日に蘭島で捕獲した分が1頭となります。

○高橋（龍）委員

毎年コンスタントに捕獲されているということで、具体的な例になるのですけれども、以前、蘭島の農家に春に伺った際に、農地からすぐ上がったところ、山のところに箱わなが設置されているのをお見かけしたのですが、この見回りですとか管理の方法をお示しいただいてよろしいですか。

○（生活環境）生活安全課長

箱わなの管理等については、今、前田委員がいますけれども、北海道猟友会小樽支部にお願いしております。そして、餌には鹿肉を使用しておりますが、生肉なものですから、三、四日で腐敗が進んで解けてなくなるような状態になりますので、定期的に三、四日に1回ぐらい見回りと管理をしていると聞いております。

○高橋（龍）委員

餌を中に仕掛けて捕獲する。場合によっては、その中に数日熊がいるままといいこともあり得るのでしょうか。捕獲されたことを知る方法はどのようになっていますか。

○（生活環境）生活安全課長

今、箱わなにはセンサーが設置されておりますので、もしヒグマが箱わなに入った場合、扉が閉じる仕組みになっております。その扉が閉じた際には、猟友会小樽支部の会員の携帯電話に連絡が入る仕組みとなっており、その際に捕獲されたのを知ることになります。その連絡によって、捕獲した当日、または翌日の朝に箱わなの確認に行くことになりまして、捕獲後、市民の安全の確保から、特別な事情がない限り日中に早急に駆除することになって

おりますので、数日の間熊がいるままになることはないということになります。

○高橋（龍）委員

安心いたしました。いろいろと農業被害等が出ていますけれども、人的な被害が出ないように、ぜひ今後も取り組んでいただきますようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

中村岩雄委員に移します。

○中村（岩雄）委員

◎准看護師養成校の存続について

それでは、まず、10月3日の北海道新聞の朝刊に載っていました「准看護養成校存続に危機感」という記事があります。これについてお尋ねさせていただきたいと思います。

「小樽市医師会 志願者減で財政負担増 運営諮問委で検討へ」という見出しがついています。この記事をごらんになったと思うのですが、これに関して質問していきたいと思いますが、これに関連して、小樽市内3看護学校卒業生動向調査（小樽市内定着率）という医師会で調査した資料があります。この資料をもとに聞いていきたいと思います。この資料をごらんになっていなければ、こちらで質問してもなかなか答えられないと思いますので、ある程度こちらで一方向的に話すことになるかと思いますが、よろしくをお願いします。

これは小樽市内の3看護学校の卒業生が小樽市内にどういうふうに着しているか、そういうことを調査したものですけれども、これは小樽市内の医療機関及び後志基幹病院を対象に調査したものであって、平成30年8月1日現在の最も新しい調査の数字ということです。回収率100%と書いています。

これを見ますと、小樽の基幹病院、中小病院、診療所、さらに後志の基幹病院を含めた全看護職員2,259名のうち32.4%、733名は小樽市医師会看護高等専修学校の卒業生であるということがわかります。そのうちの60.4%、443名は看護師として就業している。これは、小樽市立病院の小樽看護学院卒業生11.2%、254名の1.7倍であります。さらに、看護高等専修学校の卒業生は、准看護師としても290名が地域医療に貢献しているということがこの調査でわかります。

これは小樽・後志ですけれども、小樽市内に限って見ても、看護職は全部で1,878名、このうち37.8%、710名は看護高等専修学校の卒業生で、そのうち60.4%、429名は、働きながら資格を取得した看護師ということなのです。それから、看護高等専修学校を卒業した看護師のうち学校法人共育の森学園の小樽看護専門学校へ進学して卒業し、看護師として市内で働く方は48.5%、344名という数字が出ています。

このように非常に小樽市内での定着率が高い。もちろん、小樽市において、今名前を出しました三つの看護学校は、地域医療を守るためにはなくてはならない学校でありますけれども、この三つを合わせると、小樽市看護職員43.7%、987名は地元3看護学校の出身者だということなのです。

その中でも特に、この新聞にあります准看護養成校、この働きは非常に今まで大きかったということがわかります。市内定着率が特に高く、地域医療への貢献という点ではこの准看護養成校の存在はまことに大きいと言わざるを得ないと思います。

なぜこれだけ地元定着が高いのかということの特徴として、三つありますけれども、まず一つは、非常にこの学校は受験しやすいということが挙げられます。若い人がどんどん小樽から出ていって、地元で受験する若い人が減っていている分、学科試験は国語と数学の2科目だけで、中学校卒業程度の試験で受験しやすい。間口も広く開いていまして、30年度の受験者の状況を見ますと、10代が33%、20代が29%、30代で22%、40代以上でも16%が受験している。年齢構成、最終学歴など幅広い層の方々が受験できているのです。年齢制限がないということで、こ

の辺が非常にポイントだと思うのです。年齢、学歴がさまざまでも、高校からの新卒者、あるいはいろいろな仕事で働いていた方々、社会人経験者が受験できる、受験しているというのが非常に大きな特徴です。中には、子育てをしながら、あるいは仕事と両立させながら通学しているという方々もいらっしゃるということです。

2点目は、この辺もポイントですけれども、入学してからの指導が非常にきめ細かいというのです。准看護師の資格を取るための一次試験合格率がここ数年98%から100%だということです。なおかつ授業料が安い。

三つ目に、就職希望者における就職率もほぼ100%、進学率が極めて高く、29年の数字ですけれども、全国平均進学率が22.5%の状況の中、道内平均も41.9%の中、この学校は70%の進学率を誇っています。主な進学先は、先ほど言いました小樽市内の共育の森学園です。この学校同士が非常に強い連携があって、推薦入学制度もあるということです。共育の森学園の入学者の60%は看護高等専修学校からであり、さらに共育の森学園の卒業生の60%が市内で就職している。そういう数字もお聞きいたしました。

以上のように地域に非常に根差して、看護師、准看護師の育成を図って、地域への定着に大きく貢献してきたこの准看護養成校です。それが今、先ほど言いましたように若い人口が大都市へ流出、これは避けられない状況です。応募者数が減少してきています。この6年間で半減したという数字も出ています。それでこういう状況になっているのです。

存続に危機感ということで、今、諮問委員会も発足させたということですが、同じように道内で准看護養成校を持っている町というのはどういうところがあるか、これは押さえておりますでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

准看護師の養成所の道内の状況ですけれども、まず新聞にも載っていたのですが、医師会で持たれているところが、小樽のほかに岩見沢、深川、苫小牧、旭川、名寄、北見、帯広、小樽も入れて八つです。あと札幌は、自衛隊札幌病院に准看護学院があるというように把握しております。

○中村（岩雄）委員

そのうちで、例えば閉科や閉校、廃校などというようなことが予定されているような学校はどうか。把握されていますか。

○（保健所）保健総務課長

こちらでわかっているものは、苫小牧が平成30年度に募集中止ということになっているようです。

○中村（岩雄）委員

私の押さえている情報ですが、道内で、函館、苫小牧が平成30年度で閉科、それから、先ほど名前が出てこなかったけれども、上川北部、これは名寄なんかと同じですね、これが32年度の廃校予定、それから北見も32年度で閉科の予定という情報が入っているのですが、このように准看護養成校を取り巻く環境は非常に厳しい状況になっています。そういう中、小樽は、先ほど申し上げましたように、非常に実績も上げながら頑張っているわけですけれども、ここに至って運営に危機感を持って諮問委員会を発足させたということなのです。

そういう状況で、医師会で、今回、市長選挙がありましたけれども、そのときに今の迫市長にアンケートをとったという、政策的なこと。それをお聞きしましたが、この准看護養成校についての御意見ですけれども、重要な施設、多大な貢献をされているという認識をしております、一方で財政的課題もあると承知しております、今後とも協議してまいりたいと思いますというお答えをしているのです。

ぜひ、細かなことを言うとは本当に切りがないぐらいいろいろありますが、この学校が開業医のためだけの准看護養成校というふうに一時言われていたこともありますけれども、今は全く、先ほど来申し上げておりますように、そういう状況ではなくなっております。地域に根差して全地域に開かれているという、そういう学校です。そして、小樽、後志の地元から社会人入学した方というのは地域に残りやすい。地域で資格を取って、地域で、地元で活躍している。小樽市に定住し、そしてお産もして子供も産んで、そして税金も納めているという、今の世情の中大変

ありがたい活躍をしていただいているわけですが、医療系、看護系というのは特に札幌から小樽にというのはなかなか難しいと思います、今までの事例から見ても。ですから、これを大事にしてあげていただきたいと思うのです。

そして、看護師育成というのはもはや 1 校に任せているのではなくて、小樽市全体で考える時期がもう来ているのだということ認識していただいて、医師会では諮問委員会を立ち上げていますので、ぜひ、市長のお答えにもありましたように、協議を開始していただきたいと思うのです。

助成金ですとか細かなことは言いません。その辺のお考えをお聞きしまして、質問を終わりたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

今、委員もおっしゃったように、この准看護師の養成施設、大変意義のあるものといえますか、そのようには私も認識しているところです。協議の部分ですが、この新聞記事が出るまで、今年度、昨年度と特に医師会から要望的なものを受けていたことはなかったのですが、諮問委員会というのも医師会の内部でまず検討されるということです。そういうのを踏まえて市にいろいろあるかと思っておりますので、そういう意味では、随時協議を医師会と今後進めた中で、慎重に市としても対応していきたいと考えているところであります。

○委員長

中村岩雄委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 27 分

再開 午後 4 時 55 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党。

○高野委員

日本共産党を代表して、議案第 21 号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については否決の立場で、請願第 2 号、陳情第 6 号、陳情第 8 号及び陳情第 9 号は全て採択を求めて討論を行います。

最初に議案第 21 号についてです。

小規模保育所、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、これらは待機児童解消を目的として設置されています。今回示された基準は、保育資格があれば、ほかの方は研修を受けただけで子育て支援員として子供を預けることが可能となる規制緩和となっています。保育士配置基準、職員資格の緩和は、保育の質の低下、子供の命の危険に直結する問題です。また、発達個人差が大きい 3 歳児未満は、体調の不良、食物アレルギー等の食事提供、子供に応じたきめ細やかな対応が必要不可欠であり、保育施設の食事はこれらを担保するために自園調理が原則であり、責任も曖昧になりかねない給食の外部搬入は賛成はできません。

次に請願第 2 号「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方についてです。

先ほど買い物弱者の支援等について質問しましたが、近年、市内でも近くのスーパーなどが閉店となり、買い物をするにも遠方に行かなければいけない、必要なものを調達できない状況も生まれています。そこを考えても、本市が行っているふれあいパスの重要性は言うまでもありません。

次に、陳情第 9 号母子生活支援施設「相愛の里」改築方についてです。

本施設の老朽化が大変問題になっています。先日、こちらの施設を利用していた方のお話を聞きました。建物が古いため、すき間だらけで、冬になると本当に寒い、また子供が勉強しようと思っても、隣の部屋の話し声も聞こえる状態なので、集中して勉強できる環境ではなく、同じ部屋に住んでいる家族も、テレビを見るときはイヤホンをするなど、家族でも配慮して生活をしているということです。子供の勉強や塾に通わせる余裕がある保護者はなかなかおらず、日々の生活で大変な状況だと話していました。

施設の方に対しては、保護者が体調不良になったときや悩み事など、そういうときに親切に対応していただき、本当に助かっていることも話されていました。施設見学と思われる方は来ており、利用したい方は自分以外にも、ほかにもいると思うから、ぜひ子供のためにも、外に出てプレハブでお風呂を利用したりなどしなくても、好きな時間にお風呂が入れて生活できるようにしてほしいという話もされていました。安心して子育てや自立支援ができるようにするためにも、道内でも数少ない本施設の改築に向けて早期に行うべきです。

現在継続審査中の陳情についてはこれまで述べてきたとおりです。

いずれも採択を求め、各議員の皆さんの賛同をお願いし、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 6 号及び陳情第 9 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 21 号並びに請願第 2 号及び陳情第 8 号について、一括採決いたします。

議案は可決と、請願及び陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

陳情第 12 号及び所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。